

西桂町 地域福祉計画 (案)

2018年(平成30年)3月

西 桂 町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは・・・？	1
2 計画策定の背景.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制.....	4
第2章 西桂町の現状	5
1 地域福祉に関連する現状	5
2 子どもの福祉に関する状況.....	9
3 障害のある人の福祉に関する現状.....	10
4 高齢者の福祉に関する現状.....	15
5 アンケート調査結果からみられる状況	17
第3章 計画の基本的な考え方	28
1 基本理念.....	28
2 基本目標.....	29
3 施策の体系	30
第4章 施策の展開	31
1 地域福祉の推進.....	31
2 子どもの福祉推進.....	41
3 障害のある人の福祉推進	47
4 高齢者の福祉推進.....	53
第5章 計画の推進に向けて	60
1 計画の推進体制.....	60
2 社会福祉協議会との連携	60
3 計画の進行管理.....	60
資料編	61

1 地域福祉とは・・・？

私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化・核家族化の進行、経済の低成長、地域の連帯感の希薄化などにより、これまでとは異なった状況になってきています。

地域福祉の目的は、高齢、障害、その他のさまざまな事情から福祉サービスを必要とするようになって、これまでの家族、友人、知人とのつながりを大切に、文化やスポーツ、芸術、趣味などの社会的な活動に参加していくことで、誰もが自分らしく、誇りをもって、地域の一員として普通の生活を送ることができるようになることです。

地域の住民一人ひとりが安心して暮らせる環境と幸せな生活を実現し、地域福祉を実現していくためには、それぞれの地域の特性に合わせた福祉サービスの提供だけでなく、地域住民がともに支え合い、助け合っていくことが大切です。

すべての町民一人ひとりの生活様式を大切にしながら、安心していきいきと暮らすことができる福祉のまちづくりの実現が「**地域福祉**」です。

そのためには、

町民自身の努力による「**自助**」、

地域住民がお互いに助け合う「**共助**」、

行政や社会福祉協議会¹などが取り組む「**公助**」、

町民と行政がそれぞれの特長を生かしながら「**協働**」することが重要となります。



¹ 社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら、ともに考え、実行していく民間の社会福祉団体。

2 計画策定の背景

近年、少子・高齢化、核家族化の急速な進展と個人の価値観の多様化などにより、家族や地域で支え合う機能の脆弱化や社会的なつながりの希薄化が進んでおり、私たちを取り巻く環境は変容の一途をたどっています。

一方で、このような地域社会の変化により、公的サービスだけでは対応しきれない生活課題、公的な福祉サービスによる総合的な対応が不十分であることから生じる問題、社会的排除の対象になりやすい人や低所得の問題など、多様な福祉課題がみられるようになってきたことも事実です。また、生活不安やストレスの増大による自殺、ホームレス、DV（ドメスティック・バイオレンス）²、虐待、引きこもり、ニート³などの新しい社会問題が発生してきています。

これからの福祉のあり方としては、行政だけが推進していくのではなく、多様な福祉課題に対して、地域住民が主体となって参加することを第一義としながらも、専門職、親族や友人、福祉活動を担う人、ボランティア⁴、民生委員・児童委員⁵、NPO⁶、事業者等、さまざまな関係者が地域における新たな支え合いのネットワークを形成して、互いに支え合うことが求められています。

地域福祉の推進のためには、地域における生活課題に対して、町民が主体的に解決できる力（自助）、地域住民がお互いに助け合う力（共助）、行政や社会福祉協議会などの公的サービスによる支援（公助）が、それぞれの役割、特長を生かしながら、相互に連携・協力して取り組んでいく必要があります。

² DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

³ ニート

15～34歳までの非労働力人口のうち、通学・家事を行っていない者。「若年無業者」と呼称している。

⁴ ボランティア

社会福祉において、個人の意思により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。ただし、有償の場合もある。

⁵ 民生委員児童委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障害のある人、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。

⁶ NPO

民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。

本町においては、2013年（平成25年）3月に「みんなで支えあって生活できるまちづくり」を基本理念とした「西桂町地域福祉計画」（2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度））を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

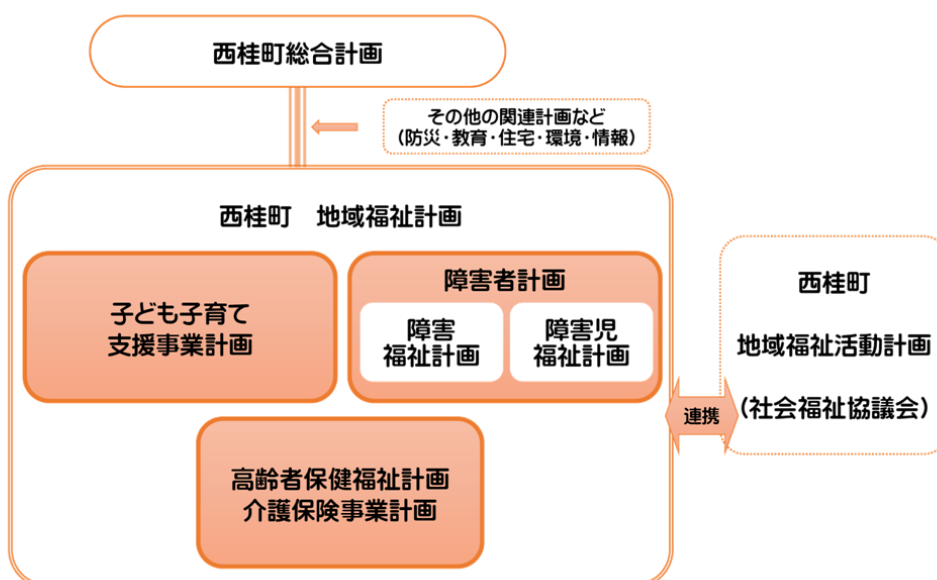
本計画は、「西桂町地域福祉計画」の計画期間が最終年度を迎えることから、地域福祉に関わる取組みの実施状況や社会経済情勢、町民のニーズなどの変化を踏まえつつ、2018年度（平成30年度）以降の地域福祉の基本的な方向性について明らかにしていくものとして、「第2次西桂町地域福祉計画」を策定するものです。

3 計画の位置づけ

社会福祉法第107条（2003年（平成15年）4月1日施行）に規定する市町村地域福祉計画として位置づけ、西桂町総合計画のもとで福祉分野を具体化する計画のひとつであり、福祉分野における基本計画としての性格を持つものです。

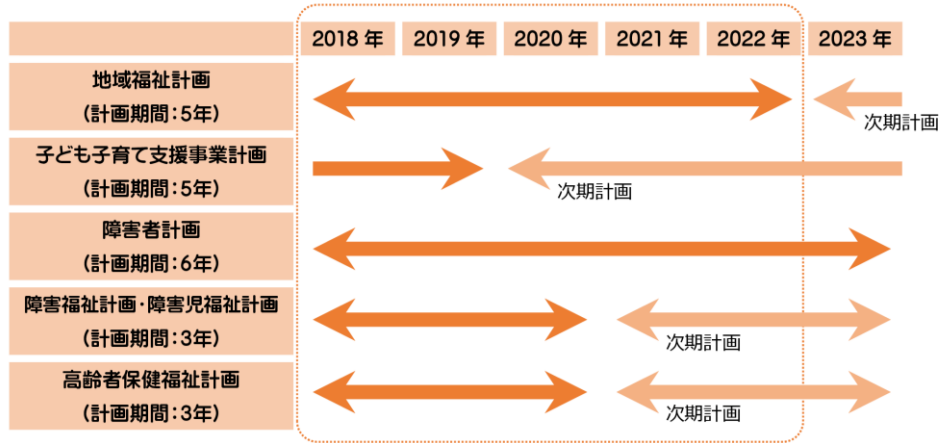
本計画は、これまでに策定されてきた「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などの既存の各分野別計画のように対象者が限定されるものではなく、西桂町に暮らすすべての町民を対象に、地域における福祉活動を進めるための基本計画となります。

個別の保健福祉計画を内包する総合的・包括的な計画として位置付け、各計画との整合性と連携を図っています。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、2018年度（平成30年度）からの5か年の計画とします。



5 計画の策定体制

この計画は、現状を把握するために町民アンケート調査を実施するとともに、計画の策定にあたっては策定委員会での協議など、策定の段階から積極的な町民参加によって計画づくりを行いました。

(1) 西桂町地域福祉計画策定委員会

地域福祉施策は行政組織の幅広い部門に関連するため、地域福祉関係団体から構成される「西桂町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について協議し、その提言を計画に反映させています。

(2) アンケート調査の実施

地域福祉に関する課題やニーズ調査のため、町民を対象に「地域福祉についてのアンケート調査（以下、「アンケート調査」という。）」を実施し、結果から出た意見や課題を計画に反映させています。

(3) パブリックコメントの実施

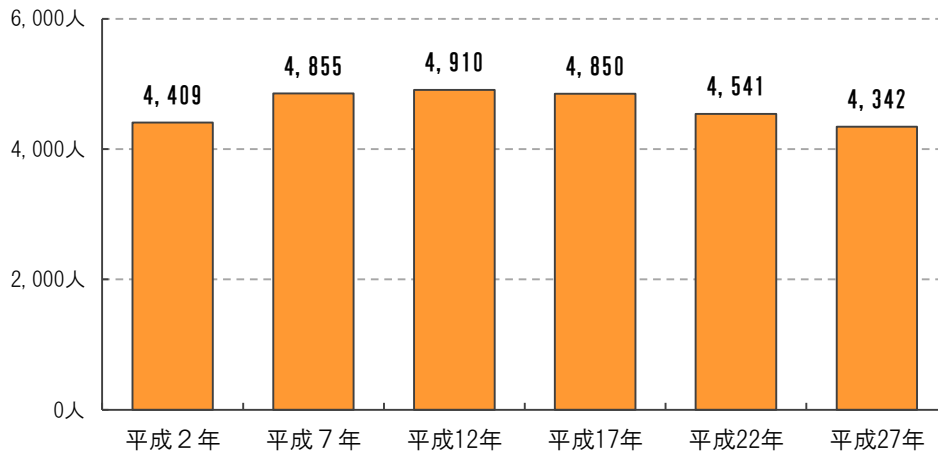
計画素案に対して、住民から幅広い意見を反映させるため、平成30年〇〇月〇〇日から平成30年〇〇月〇〇日までの間、パブリックコメントを実施します。

1 地域福祉に関連する現状

(1) 総人口の推移

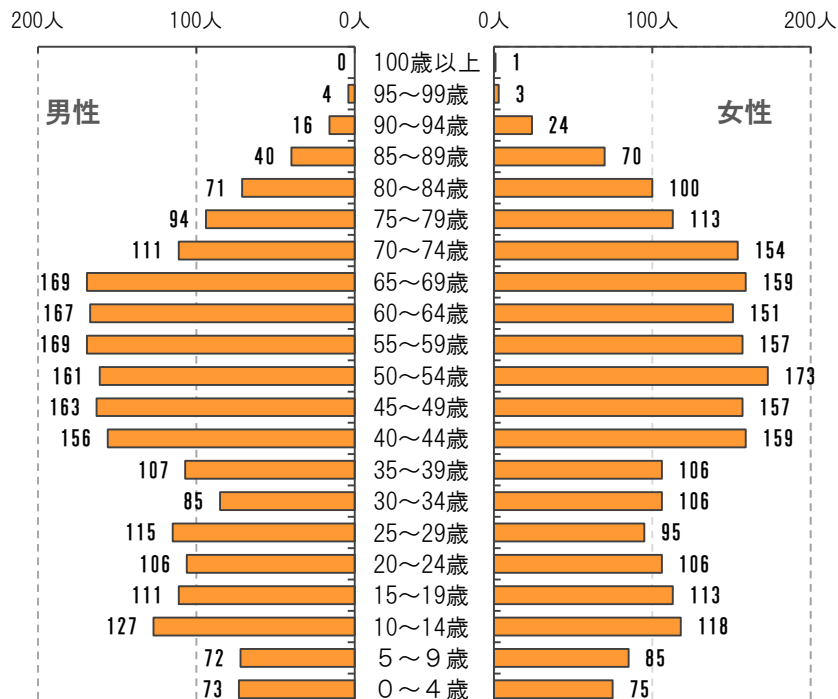
本町の人口は、2000年（平成12年）をピークに減少傾向となっており、2015年（平成27年）には4,342人となっています。

＜ 西桂町の人口の推移 ＞



資料：国勢調査

＜ 人口ピラミッド（2015年） ＞

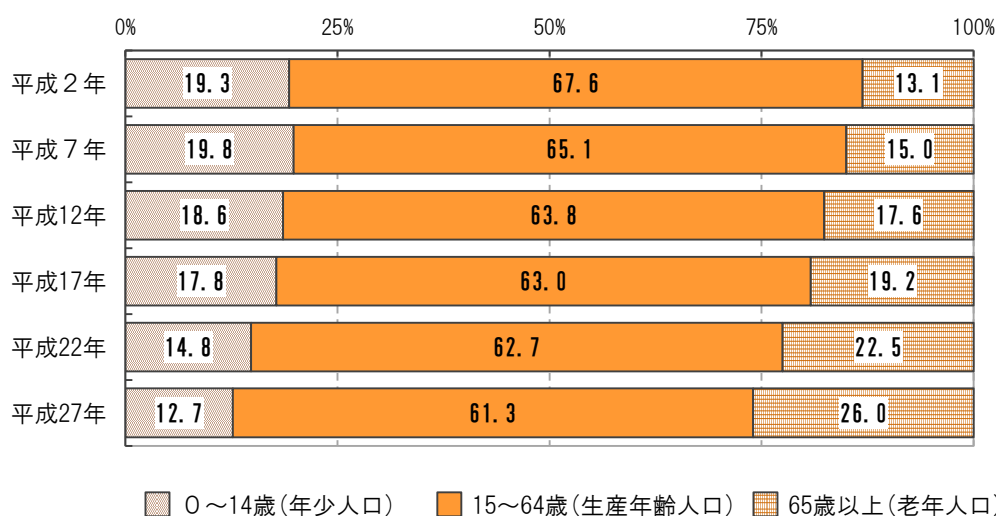


資料：国勢調査（2015年（平成27年））

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別の人口をみると、1990年（平成2年）以降、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向となっているのに対し、65歳以上の高齢者人口の割合は年々増加しており、2015年（平成27年）には26.0%と約4人に1人以上が高齢者となっています。

＜ 年齢3区分別人口の推移 ＞

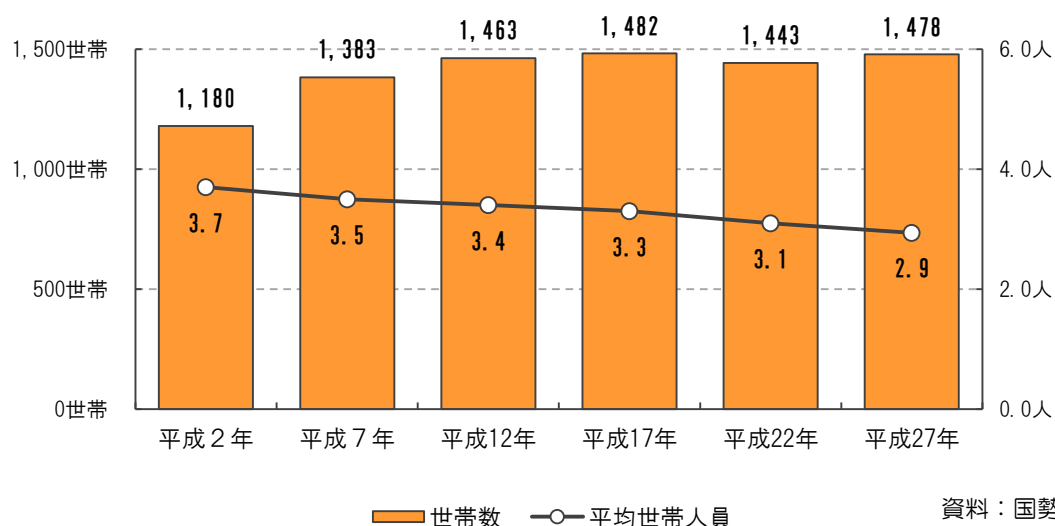


資料：国勢調査

(3) 世帯の状況

本町の世帯数は、近年増加傾向となっており、2015年（平成27年）には1,478世帯となっています。一方で、総人口は減少傾向となっていることから、平均世帯人員は減少しており、2015年（平成27年）には2.9人となっています。

＜ 世帯数および平均世帯人員の推移 ＞



資料：国勢調査

(4) ひとり親世帯の状況

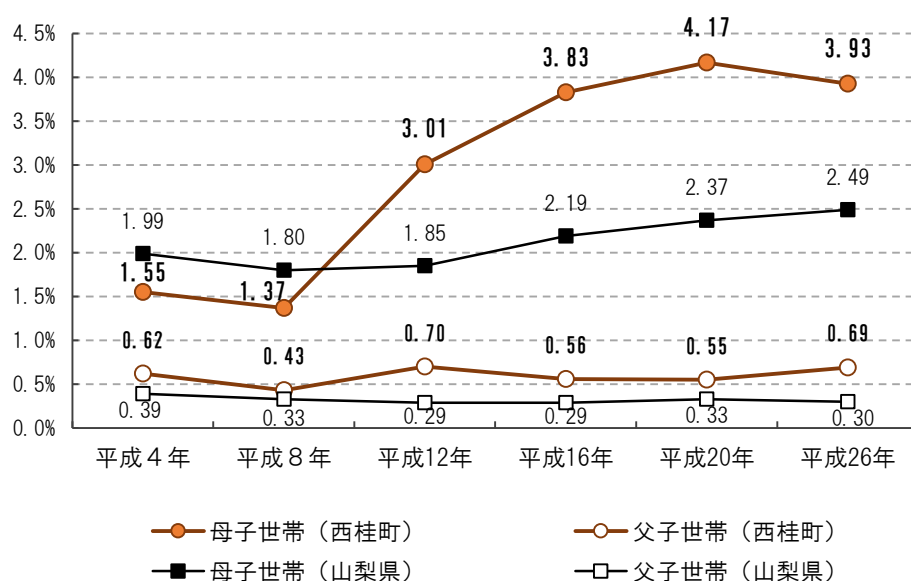
ひとり親世帯数は、やや増加傾向となっており、2014年（平成26年）には67世帯となっており、その内訳は母子世帯が57世帯、父子世帯が10世帯と、母親のひとり親世帯が多いことが分かります。

< 母子世帯・父子世帯の推移 >

	母子世帯		父子世帯	
	世帯数（世帯）	出現率（％）	世帯数（世帯）	出現率（％）
1992年 （平成4年）	20	1.55	8	0.62
1996年 （平成8年）	19	1.37	6	0.43
2000年 （平成12年）	43	3.01	10	0.70
2004年 （平成16年）	55	3.83	8	0.56
2008年 （平成20年）	61	4.17	8	0.55
2014年 （平成26年）	57	3.93	10	0.69

資料：ひとり親世帯等実態調査

< 母子世帯・父子世帯 出現率の推移 >



資料：ひとり親世帯等実態調査

(5) 性別・年齢別未婚者割合

未婚者の割合をみると、男女ともに、25～29歳、30～34歳で山梨県に比べて未婚率が高く、晩婚化の進行がうかがえます。

< 年齢別未婚者割合 >

単位：％

	男性		女性	
	西桂町	山梨県	西桂町	山梨県
25～29歳	81.7	73.3	70.5	60.5
30～34歳	42.4	48.4	35.8	32.7
35～39歳	34.6	35.6	18.9	20.8

資料：国勢調査（2015年（平成27年））

(6) 生活保護の状況

生活保護の状況をみると、被保護人員、被保護世帯ともに年々増加傾向となっており、2016年（平成28年）には被保護世帯が20世帯、被保護人員は29人となっています。

< 生活保護の人員、世帯数の推移 >

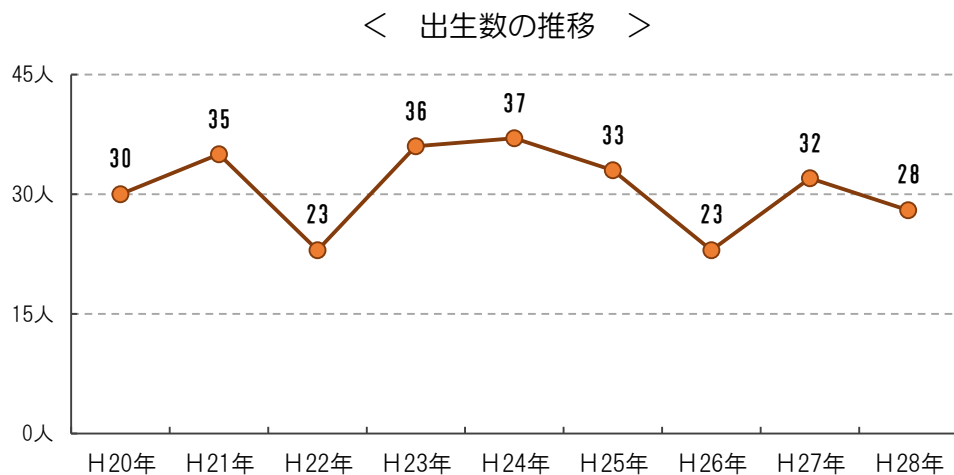
	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)
被保護（人員）	14	17	25	25	28	29
被保護（世帯）	9	11	16	18	19	20
保護率（％）	3.0	3.8	5.6	5.7	6.5	0.67

資料：山梨県公表値

2 子どもの福祉に関する現状

(1) 出生数の推移

出生数をみると、増減を繰り返していますが、近年ではやや減少傾向となっています。



資料：人口動態統計

(2) 世帯あたりの年少人口（0～14歳人口）

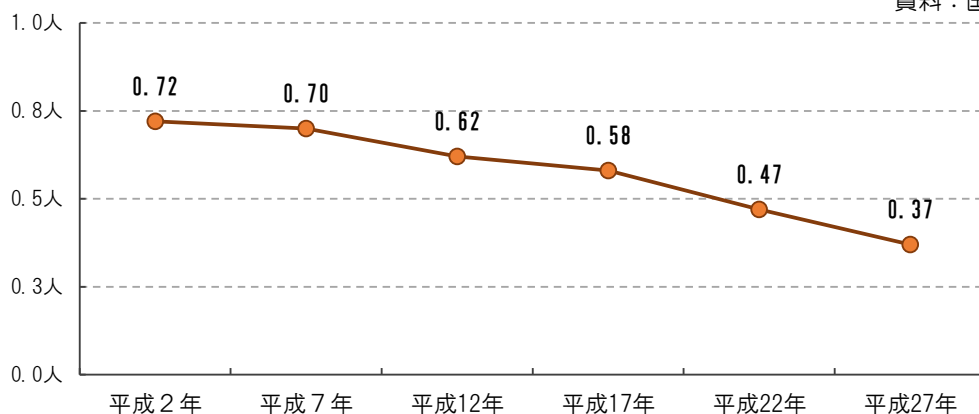
世帯あたりの年少人口は年々減少傾向となっています。

＜ 世帯あたりの年少人口（0～14歳人口）の推移 ＞

単位：(人)

	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
世帯あたり年少人口	0.72	0.70	0.62	0.58	0.47	0.37

資料：国勢調査



3 障害のある人の福祉に関する現状

(1) 身体障害のある人の状況（身体障害者手帳所持者）

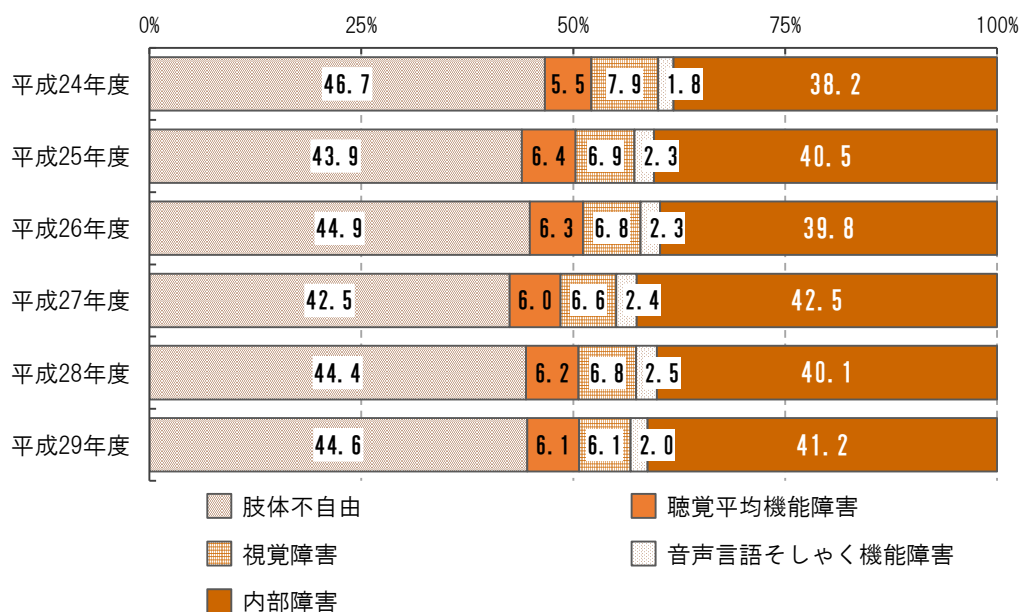
身体障害のある人の状況をみると、2017年度（平成29年度）には148人と、2014年度（平成26年度）以降、減少しています。障害種別でみると、肢体不自由及び内部障害で減少しています。

< 身体障害者手帳所持者数と種類別割合の推移 >

単位：（人）

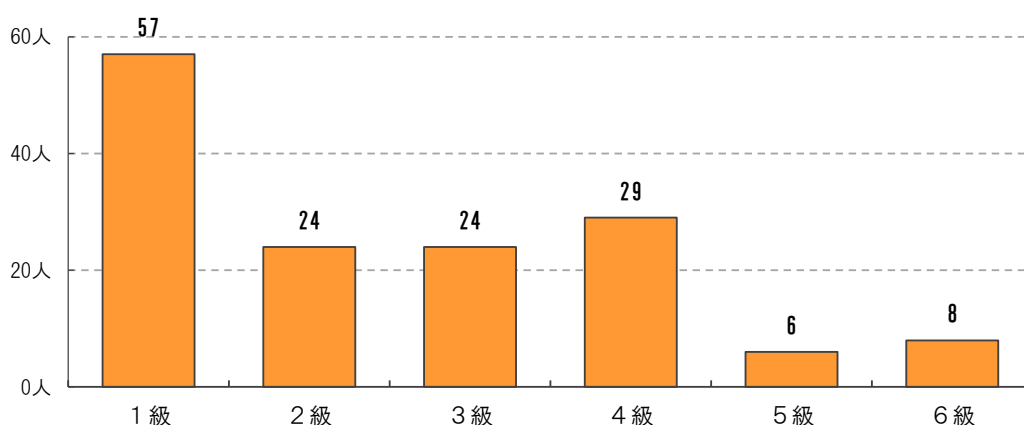
	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
肢体不自由	77	76	79	71	72	66
聴覚平均機能障害	9	11	11	10	10	9
視覚障害	13	12	12	11	11	9
音声言語・ そしゃく機能障害	3	4	4	4	4	3
内部障害	63	70	70	71	65	61
合計	165	173	176	167	162	148

資料：西桂町データ



2017年（平成29年）12月末時点の身体障害者手帳の等級別所持者数をみると、1級が57人と最も多く、1級・2級の重度の人が81人と全体の半数以上を占めています。

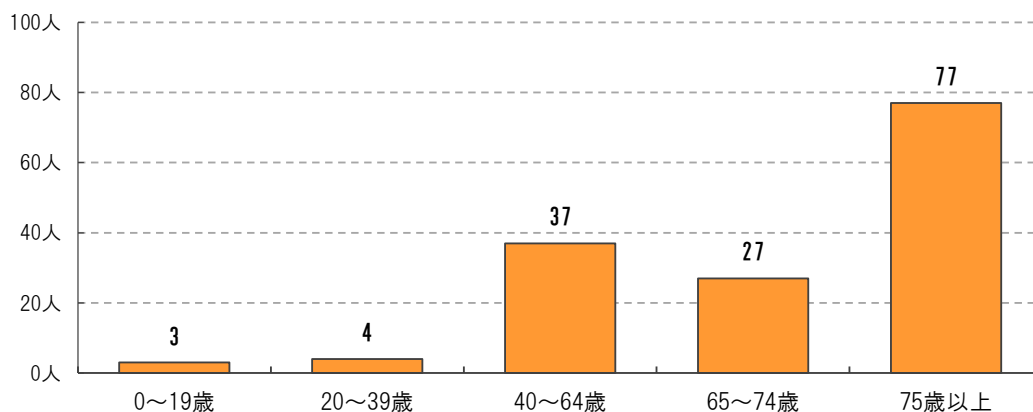
＜ 身体障害者手帳所持者数の等級別の状況 ＞



資料：西桂町データ（2017年（平成29年）12月31日時点）

また、2017年（平成29年）12月末時点の身体障害者手帳の年齢別所持者数をみると、75歳以上が77人と最も多く、65～74歳の27人と合わせると、65歳以上の高齢者が全体の約7割を占めています。

＜ 身体障害者手帳所持者数の年齢別の状況 ＞



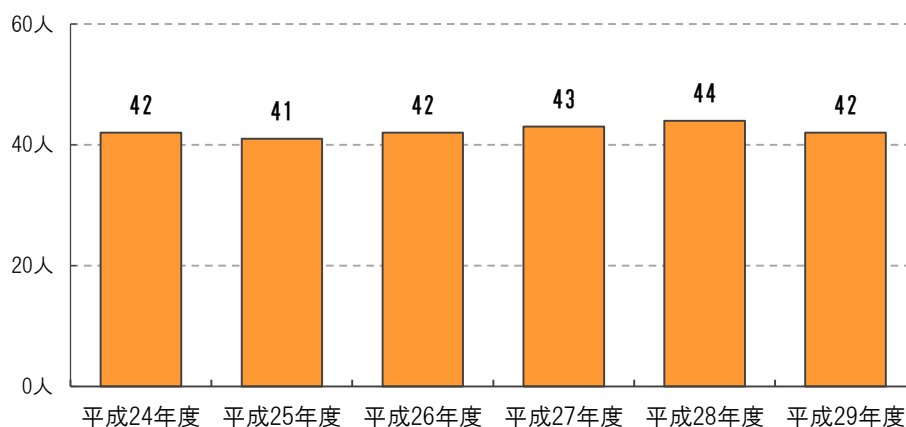
資料：西桂町データ（2017年（平成29年）12月31日時点）



(2) 知的障害のある人の状況（療育手帳所持者）

知的障害のある人の状況をみると、2012年度（平成24年度）以降、40人程度で横ばい傾向となっており、2017年度（平成29年度）には42人となっています。

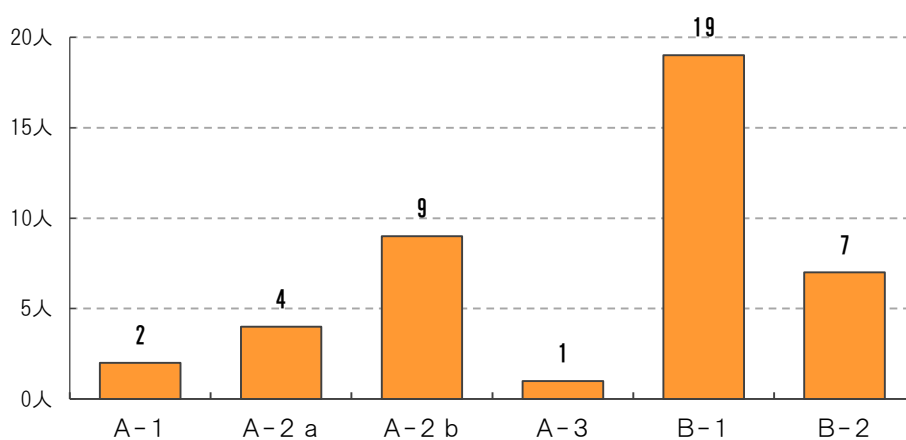
< 療育手帳所持者数の推移 >



資料：西桂町データ（各年3月31日、2017年度のみ12月31日時点）

2017年（平成29年）2月末時点の療育手帳の等級別所持者数をみると、B-1が19人と最も多くなっています。A（重度）は16人と、全体の4割程度となっています。

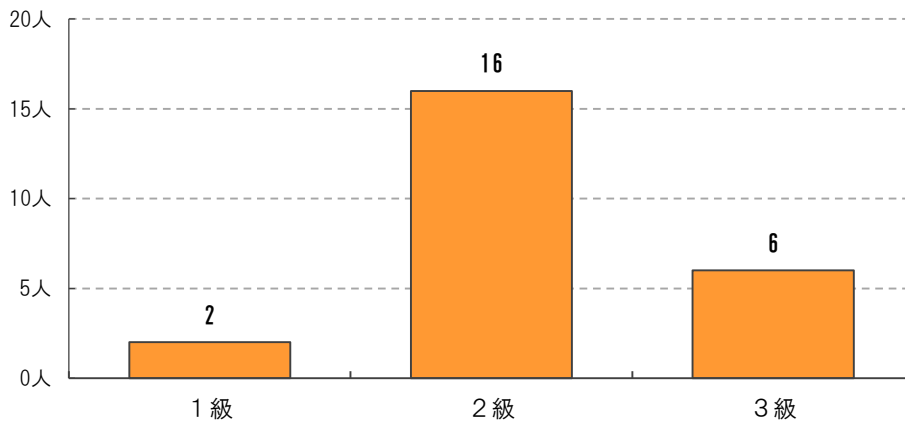
< 療育手帳所持者数の等級別の状況 >



資料：西桂町データ（2017年（平成29年）12月31日時点）

2017年（平成29年）12月末時点の精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者数をみると、1級が2人、2級が16人、3級が6人となっています。

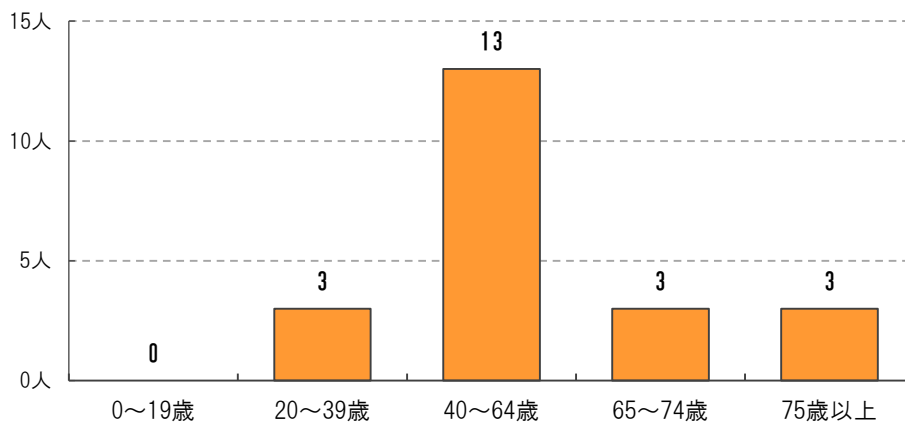
＜ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の状況 ＞



資料：西桂町データ（2017年（平成29年）12月31日時点）

また、2017年（平成29年）12月末時点の精神障害者保健福祉手帳の年齢別所持者数をみると、40～64歳が13人と最も多く、全体の半数以上を占めています。

＜ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別の状況 ＞



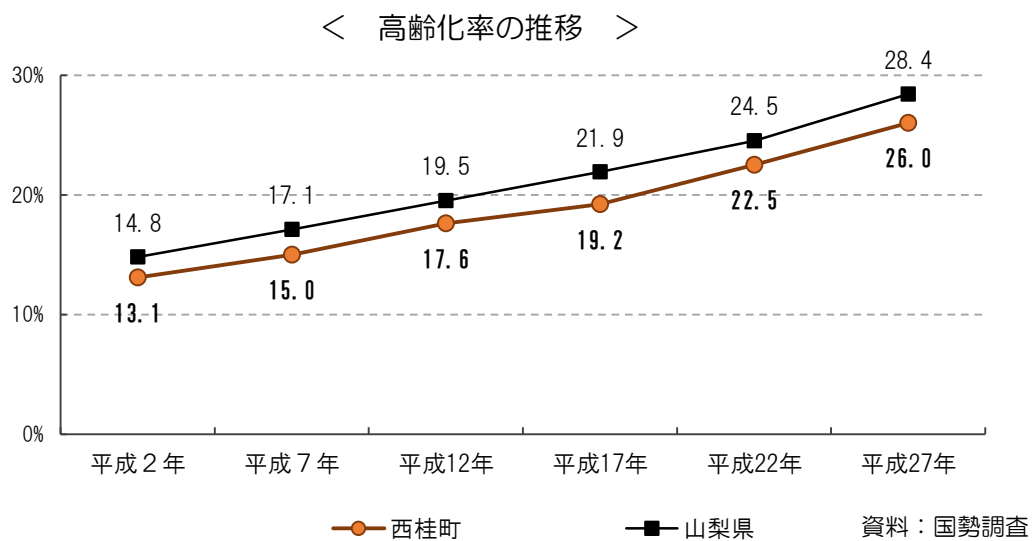
資料：西桂町データ（2017年（平成29年）12月31日時点）



4 高齢者の福祉に関する現状

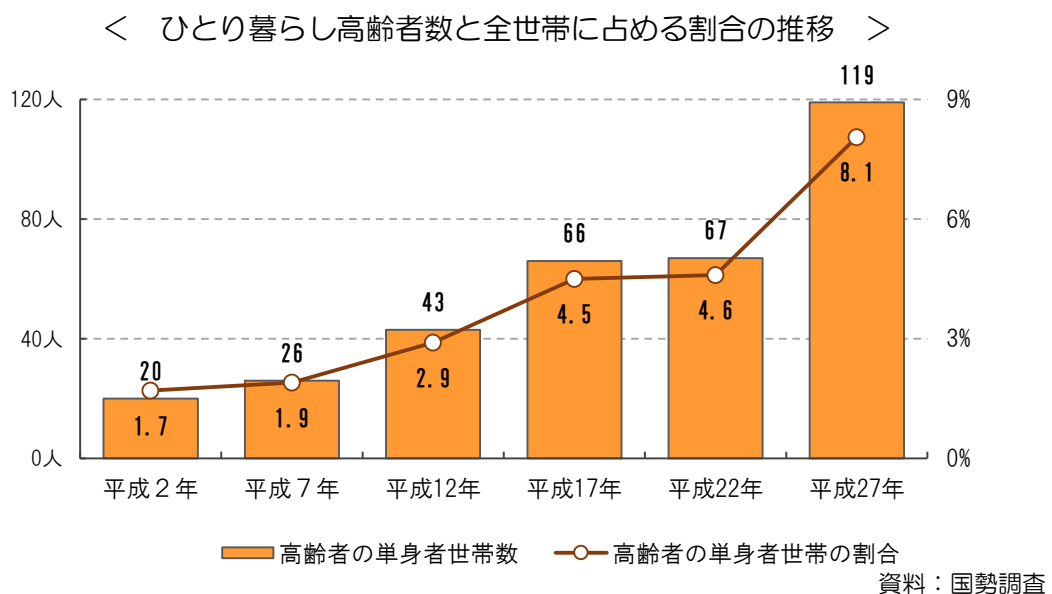
(1) 高齢化率の推移

高齢化率の推移をみると、1990年（平成2年）以降、一貫して上昇しているものの、山梨県に比べると低い水準で推移しています。



(2) ひとり暮らし高齢者の状況

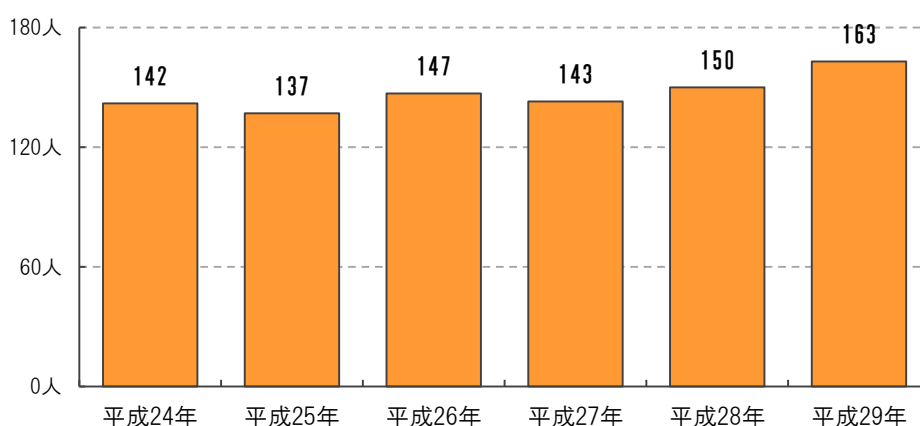
高齢者の単身世帯数は年々増加しており、2015年（平成27年）には119世帯と、全世帯の1割近く（8.1%）が高齢者のひとり暮らし世帯となっています。



(3) 要介護（要支援）認定者数

高齢化に伴い、要介護（要支援）認定者数も年々増加しており、2017年（平成29年）には163人となっています。また、その介護度別の内訳をみると、要支援1、要介護3で増加が顕著となっています。

< 要介護（要支援）認定者数の推移 >



資料：見える化システムより

< 要介護（要支援）度別認定者数の推移 >

単位：(人)

	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
要支援1	4	7	7	1	10	11
要支援2	8	3	5	13	12	13
要介護1	22	19	28	29	38	36
要介護2	28	34	31	32	23	20
要介護3	32	25	33	27	26	43
要介護4	22	28	27	23	26	20
要介護5	26	21	16	18	15	20
合計	142	137	147	143	150	163

資料：見える化システムより

5 アンケート調査結果からみられる状況

(1) 調査概要

- ≪調査対象≫ 西桂町内にお住まいの20歳以上の方
 ≪調査方法≫ 無作為抽出による郵送配布・郵送回収
 ≪調査期間≫ 2017年（平成29年）7月27日～8月14日
 ≪発送数≫ 700人
 ≪回収状況≫

発送数	回収数	有効回収率
700	276	39.4%

※アンケート調査結果を見る際の注意事項※

- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。
- 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

(2) 回答者の属性

性別

調査数 (人)	男性	女性	無回答
276	44.9	54.7	0.4

年代

単位：(%)

調査数 (人)	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答
276	5.8	9.1	14.5	19.6	26.1	24.6	0.4

居住地区

調査数 (人)	倉見地区	柿園地区	本町地区	上町地区	下暮地区	無回答
276	23.6	25.7	8.7	26.8	14.5	0.7

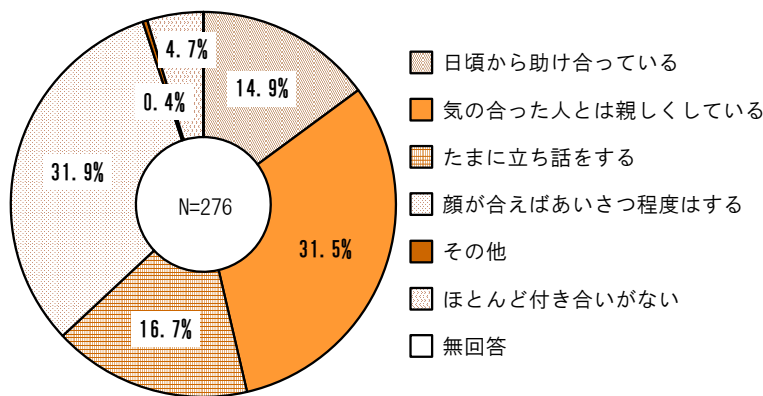
(3) 地域生活に関すること

近所づきあいについて

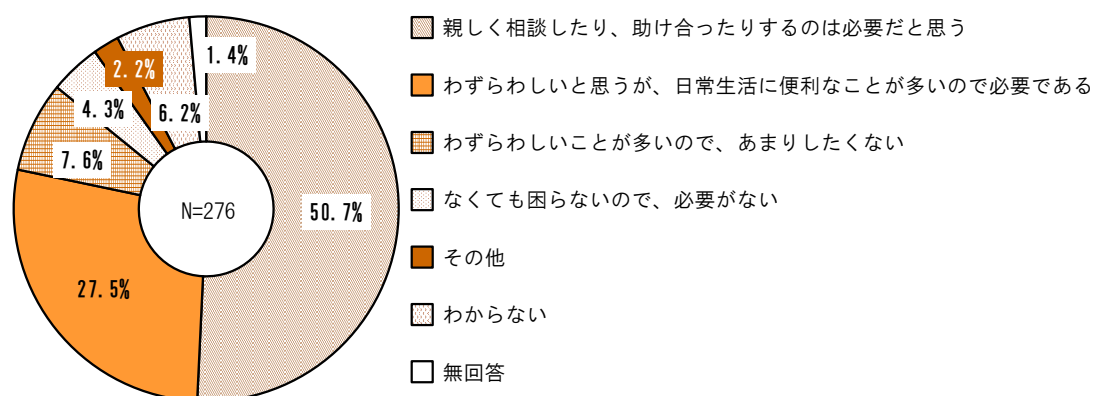
◎近所の方とのつきあいの程度では、「顔が合えばあいさつ程度はする」31.9%や「気の合った人とは親しくしている」31.5%が多く、3割を占めています。

◎近所づきあいの考え方では、「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う」50.7%が最も多く、2番目に多い「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なおことが多いので必要である」27.5%と合わせた“近所づきあいは必要”は78.2%となっています。

< 近所の方とのつきあいの程度 >



< 近所づきあいの考え方 >



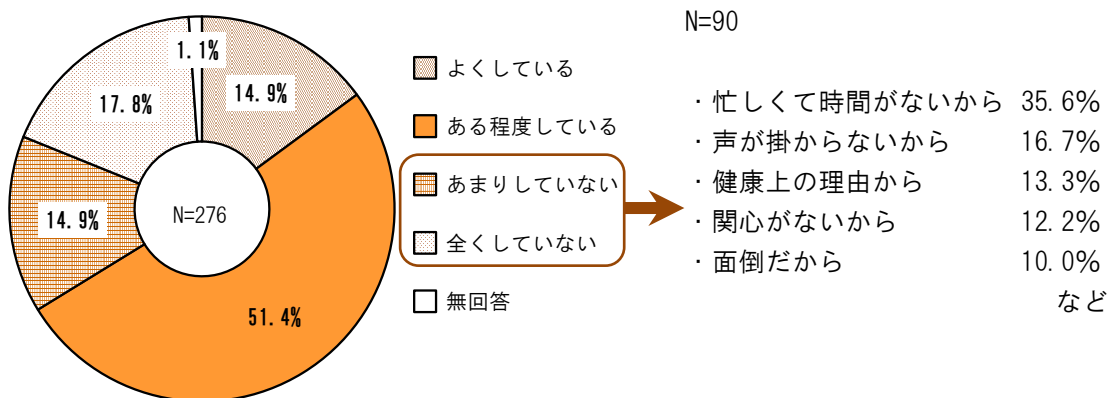
地域内の行事や自治会活動について

◎地域内の行事や自治会活動への参加の程度では、「ある程度している」51.4%が最も多く、「よくしている」14.9%と合わせた“している”は66.3%となっています。
一方、「あまりしていない」14.9%と「全くしていない」17.8%を合わせた“していない”は3割（32.7%）を占めています。

◎“していない”と回答した人の、参加しない理由は、「忙しくて時間がないから」35.6%が最も多くなっています。

< 地域内の行事や自治会活動への参加の程度 >

< 参加しない理由 >



(4) 福祉への関心、意識について

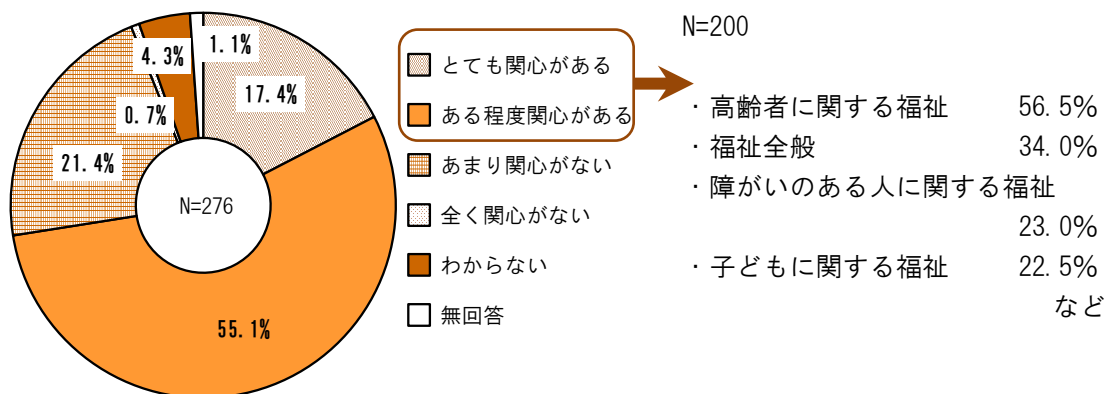
福祉への関心について

◎「福祉」への関心では、「とても関心がある」17.4%と「ある程度関心がある」55.1%を合わせた“関心がある”は7割（72.5%）を占めています。

◎“関心がある”と回答した人の、関心がある福祉の分野は「高齢者に関する福祉」56.5%が最も多くなっています。

< 「福祉」への関心 >

< 関心がある福祉の分野 >



助け合いについて

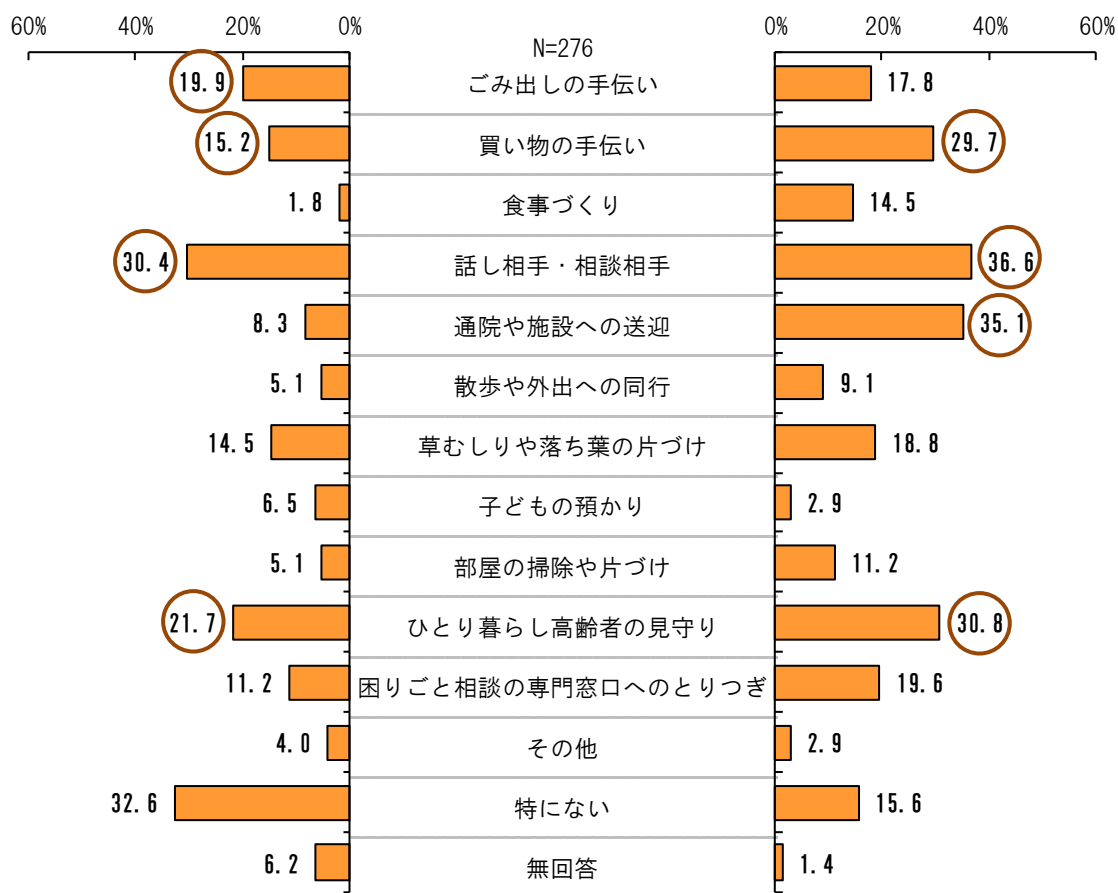
◎自分ができる手助けでは、「話し相手・相談相手をする」30.4%が最も多く、以下「ひとり暮らし高齢者の見守りをする」21.7%、「ごみ出しを手伝う」19.9%、「買い物の手伝いをする」15.2%などとなっています。

◎地域の人にしてもらいたい手助けでは、「話し相手・相談相手」36.6%が最も多く、以下「通院や施設への送迎」35.1%、「ひとり暮らし高齢者の見守り」30.8%、「買い物の手伝い」29.7%などとなっています。

◎自分ができる手助け、地域の人にしてもらいたい手助けの両方で多い項目は、「話し相手・相談相手」、「ひとり暮らしの高齢者の見守り」、「買い物の手伝い」などとなっています。

< 自分ができる手助け >

< 地域の人にしてもらいたい手助け >



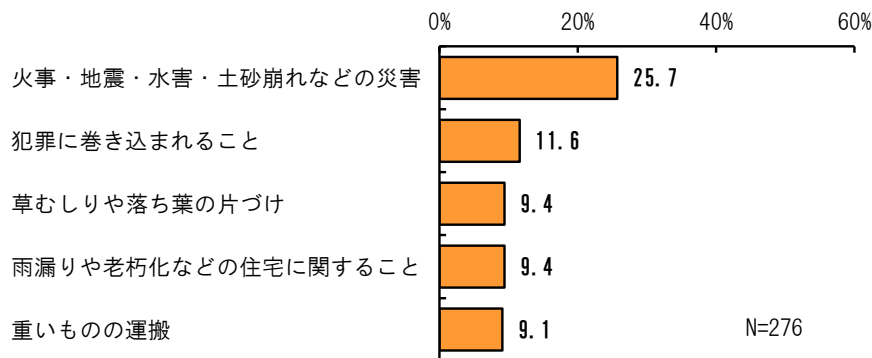
(5) 福祉サービスに対する意識について

福祉サービスについて

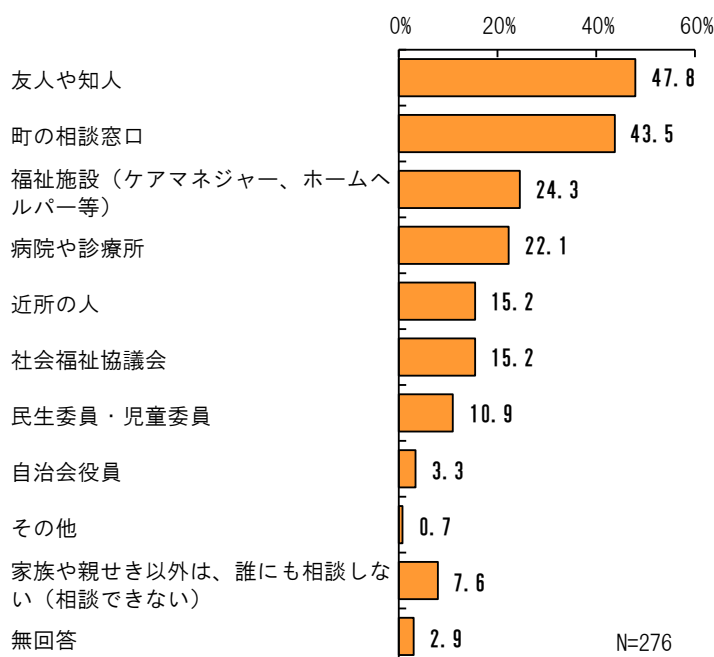
◎日頃の生活で困っていることや不安なことでは、「火事・地震・水害・土砂崩れなどの災害」25.7%が最も多く、以下「犯罪に巻き込まれること」11.6%などとなっています。

◎生活上で困ったり、福祉サービスが必要になったりしたときの相談先では、「友人や知人」47.8%が最も多く、以下「町の相談窓口」43.5%、「福祉施設（ケアマネジャー、ホームヘルパー等）」24.3%、「病院や診療所」22.1%などとなっています。

＜ 日頃の生活で困っていることや不安なこと 上位5項目 ＞

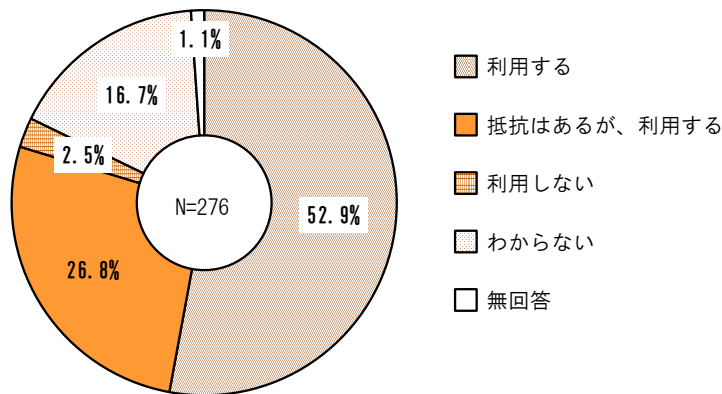


＜ 生活上で困ったり、福祉サービスが必要になったりしたときの相談先 ＞



◎福祉サービスが必要になったときすぐにサービスを利用するかどうかの意向では、「利用する」52.9%が最も多く、「抵抗はあるが、利用する」26.8%を合わせた“利用する”は79.7%となっています。

＜ 福祉サービスが必要になったときすぐにサービスを利用するかどうかの意向 ＞

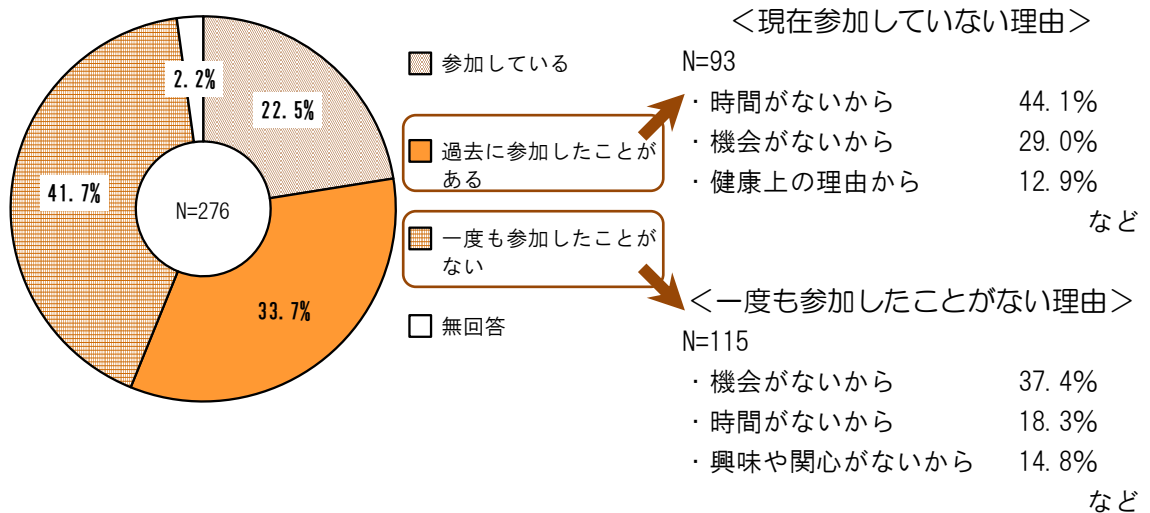


(6) ボランティア活動などに関することについて

ボランティア活動について

◎ボランティア活動参加経験の有無では、「一度も参加したことがない」41.7%が最も多く、以下「過去に参加したことがある」33.7%、「参加している」22.5%となっています。

＜ ボランティア活動参加経験の有無 ＞



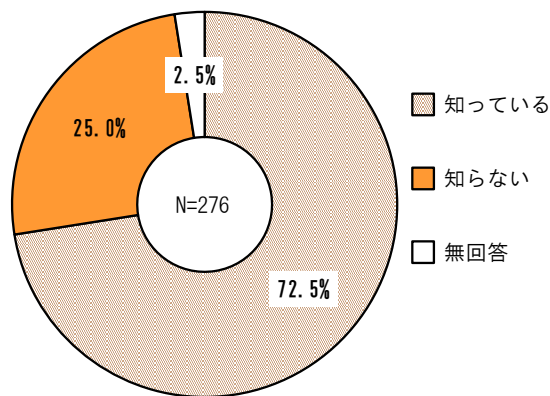
(7) 社会福祉協議会や民生委員・児童委員について

社会福祉協議会について

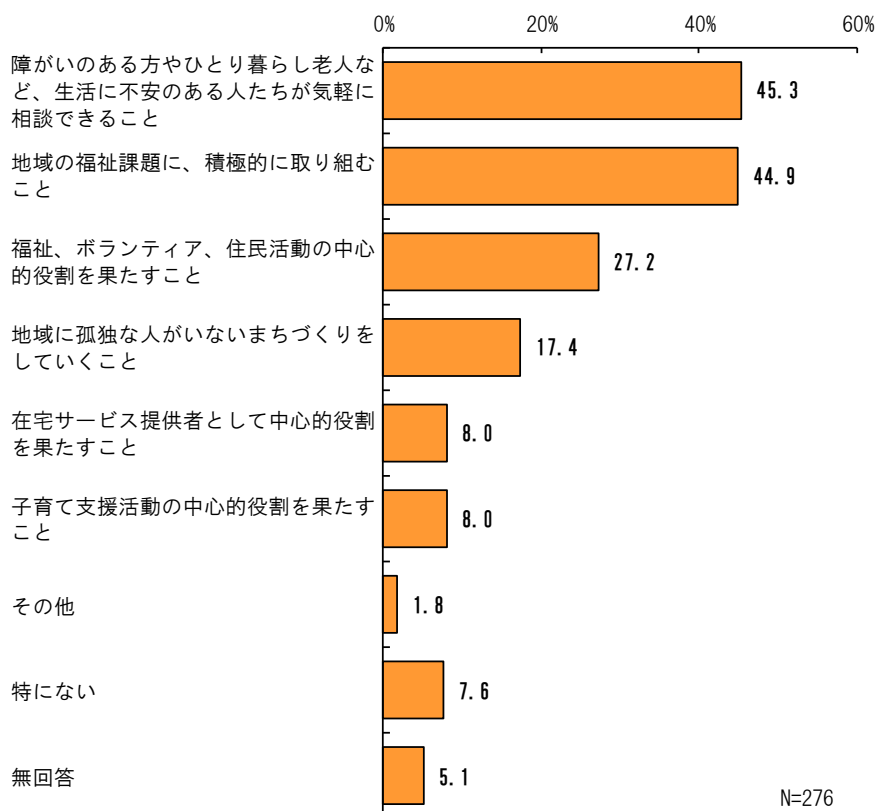
◎西桂町社会福祉協議会の知名度では、「知っている」が72.5%となっています。

◎社会福祉協議会に期待することでは、「障がいのある方やひとり暮らし老人など、生活に不安のある人たちが気軽に相談できること」45.3%や「地域の福祉課題に、積極的に取り組むこと」44.9%が多く、いずれも4割を占めています。

< 西桂町社会福祉協議会の知名度 >



< 社会福祉協議会に期待すること >

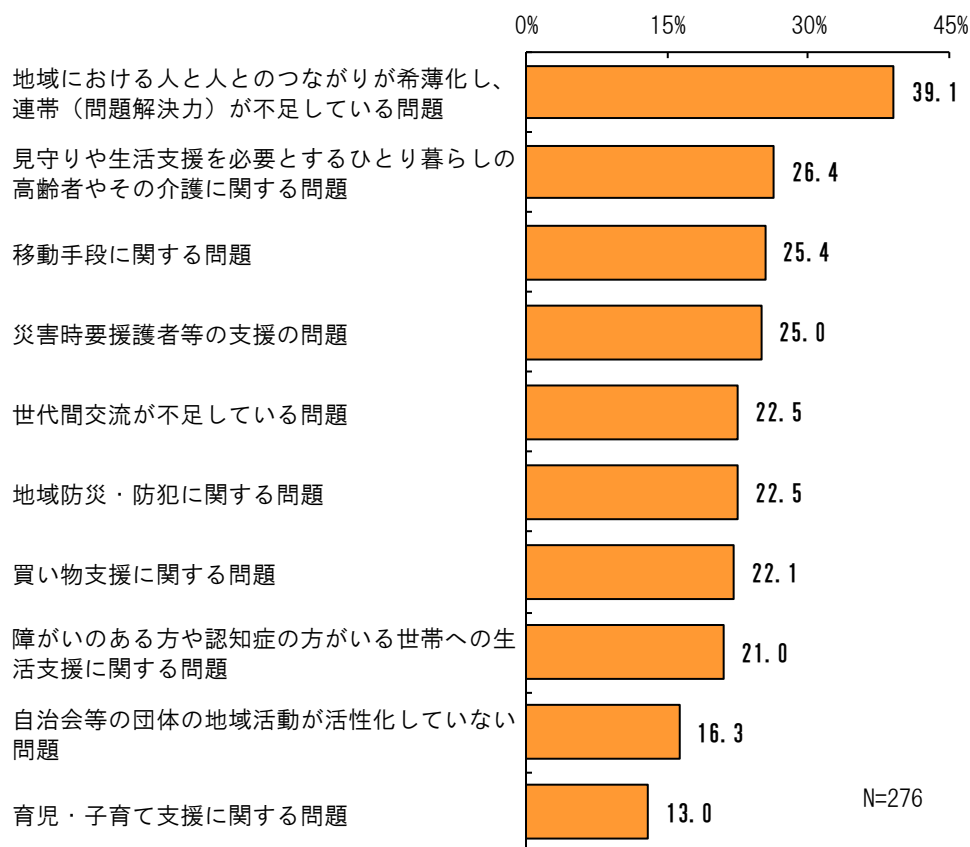


(8) 地域の課題解決や福祉施策に関することについて

地域の課題解決や福祉施策に関することについて

◎安心して生活していく上での問題や課題では、「地域における人と人とのつながりが希薄化し、連帯（問題解決力）が不足している問題」39.1%が最も多く、以下「見守りや生活支援を必要とするひとり暮らしの高齢者やその介護に関する問題」26.4%、「移動手段に関する問題」25.4%、「災害時要援護者⁷等の支援の問題」25.0%、「世代間交流が不足している問題」と「地域防災・防犯に関する問題」が22.5%などとなっています。

< 安心して生活していく上での問題や課題 上位 10 項目 >



⁷ 要援護者

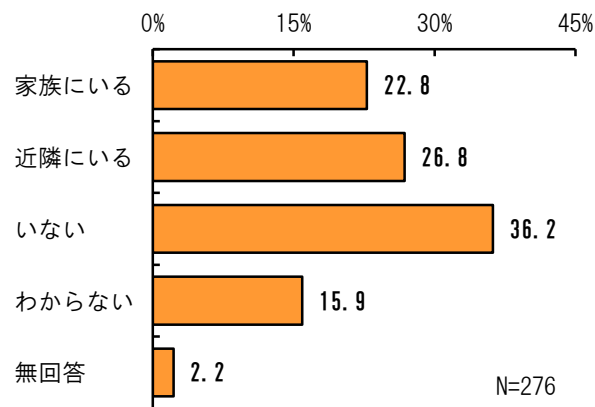
高齢者や障害のある人、乳幼児等の、災害時において安全な場所に避難する際に支援を要する人のこと。

(9) 災害に対する備えについて

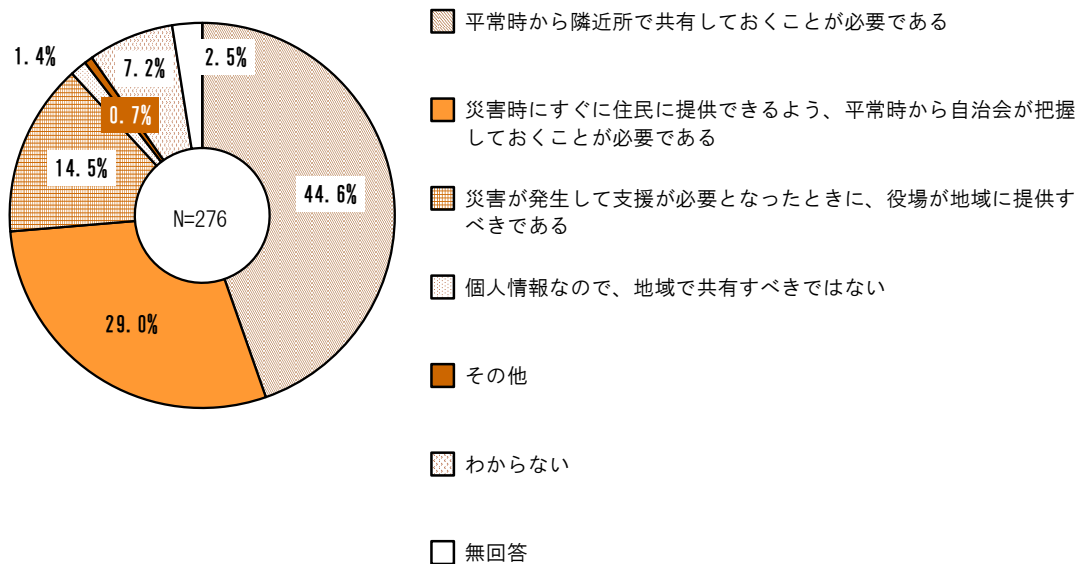
◎災害時に避難支援の必要な人の有無では、「いない」36.2%が最も多く、以下「近隣にいる」26.8%、「家族にいる」22.8%、「わからない」15.9%となっています。

◎災害時に避難支援の必要な人の情報を地域で共有することに対する考えでは、「平常時から隣近所で共有しておくことが必要である」44.6%が最も多く、以下「災害時にすぐに住民に提供できるよう、平常時から自治会が把握しておくことが必要である」29.0%、「災害が発生して支援が必要となったときに、役場が地域に提供すべきである」14.5%などとなっています。

< 災害時に避難支援の必要な人の有無 >



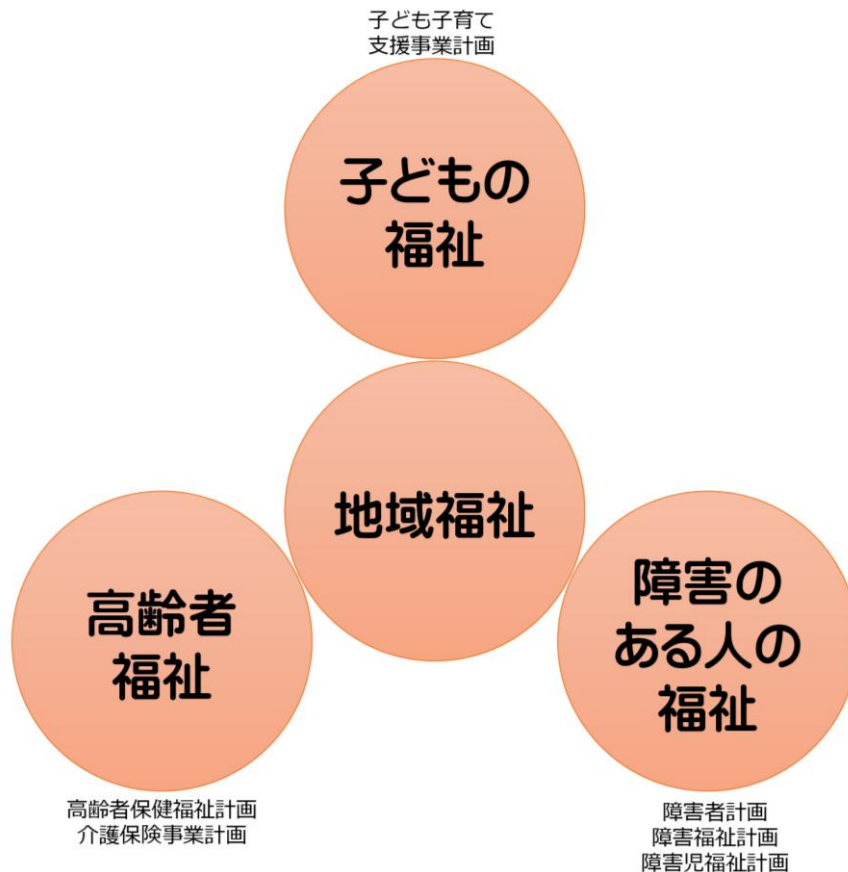
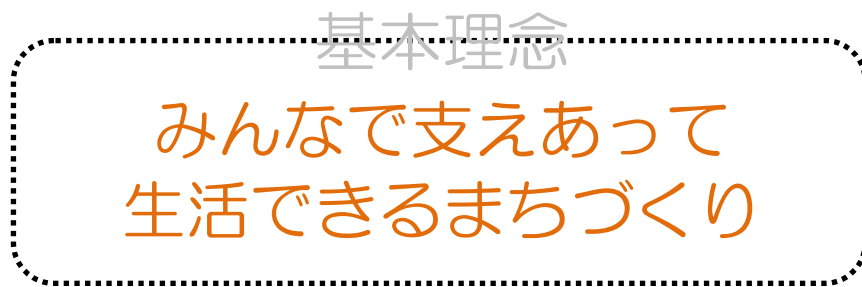
< 災害時に避難支援の必要な人の情報を地域で共有することに対する考え >



1 基本理念

超少子高齢社会が目前に迫り、地域の福祉ニーズは増大・多様化を続けており、行政だけが進めても、地域に密着したきめ細かな福祉サービスを、町民に提供することはできません。これからの福祉活動は、地域ごとに、町民、企業、行政等が、お互いの関わりを強めながら、それぞれの立場でその役割を担うことが重要になります。

町民一人ひとりがお互いを尊重し、理解し、相互に支えあい、助けあいながら、誰もが住み慣れた町で、生涯にわたって安心して、自立した暮らしが続けられるよう、「みんなで支えあって 生活できるまちづくり」を基本理念とし、地域福祉を推進していきます。



2 基本目標

基本理念を踏まえ、個別分野の基本目標を以下の通り掲げます。

● 地域福祉の推進

- 基本目標1 支えあいの仕組みづくり
- 基本目標2 福祉教育の充実
- 基本目標3 地域内の連携体制の構築
- 基本目標4 相談・情報提供体制の充実
- 基本目標5 誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり

● 子どもの福祉（子ども子育て支援事業計画）

ふれあいとたすけあいで育む 安心の子育て環境のまち

● 障害のある人の福祉（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）

3助の力で支えあい 自立し 安心して生活できる地域社会の構築

● 高齢者福祉（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

高齢期を安心して暮らせるまちづくり



3 施策の体系

【基本理念】 みんなで支えあって生活できるまちづくり

1 地域福祉の推進

- 基本目標1 支えあいの仕組みづくり
- 基本目標2 福祉教育の充実
- 基本目標3 地域内の連携体制の構築
- 基本目標4 相談・情報提供体制の充実
- 基本目標5 誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり

2 子どもの福祉推進

- (1) 地域で支える子育てのまちづくり
- (2) 生きる力を育む、心身ともにたくましい人づくり
- (3) 子と親にやさしい安心育児環境づくり

3 障害のある人の福祉推進

- (1) ともに生きること（共生社会）の理解の醸成／啓発・交流
- (2) 住み慣れた地域での豊かな生活に向けた支援／地域生活支援
- (3) 一人ひとりに応じた療育・教育の推進／療育・保育・教育
- (4) 地域社会でのいきいきとした活動の推進／就労支援・社会参加
- (5) 安心して暮らすことができる環境の整備／生活環境整備

4 高齢者の福祉推進

- (1) 高齢者を支える地域づくり
- (2) 安心して生活できる環境づくり
- (3) 健康で生きがいのある生活のために
- (4) 介護予防の推進
- (5) 安心できる介護保険制度づくり
- (6) 必要な情報を入手しやすい体制づくり

◆ 声かけ・あいさつ運動の推進 ◆

青少年育成西桂町民会議により、声かけ・あいさつ運動を活発に実施しています。隣近所においても声かけ、あいさつ運動を推進します。

◆ 転入住民に対する支援 ◆

転入者に対して、町の制度や地域活動についての情報を提供し、地域に親しめるきっかけづくりを行い、地域住民同士の交流機会の充実に努めます。

◆ 地域行事への参加促進 ◆

地域行事に関する情報提供を行い、住民が積極的に参加できる環境づくりに努めます。

◆ 交流機会の充実 ◆

高齢者や障害のある人の生きがいづくりや積極的な社会参加を目的に、交流機会の提供に努めます。

◆ 援護が必要な人の早期発見・早期対応 ◆

自治会や民生委員・児童委員などと協力し、高齢者や障害のある人、子どもへの虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、生活困窮者や引きこもりなど、支援が必要な人に対しては福祉サービスを提供するなど対策を講じます。



基本目標2 福祉教育の充実

現 状 と 課 題

子どもの時から地域活動に参加したり、高齢者や障害のある人、世代の異なる年代との関わりを通じ、人に対する思いやりの心や互いに助けあう意識を育てていくことは大変重要なことです。将来の担い手である子どもたちが、福祉を支えることができる心を持てるよう、福祉教育を充実させていく必要があります。

また、福祉に関する興味関心を高めるためには、さまざまな体験を通して学んでいくことが必要です。アンケート調査においても、近所に高齢者や障害のある人、子育てで困っている世帯に対してできることは、過半数の人が声かけや話し相手と回答しており、見守りや買い物の手伝いなども自分にできることとして挙げています。

子どもに対しては、学校教育等の中で福祉に関する理解を深めていくとともに、大人になってもその知識や経験を実践できるよう、社会教育にも力を入れていく必要があります。

町民や地域の 取組み

- ⌘ 地域で助け合う必要性・重要性を認識しましょう。
- ⌘ 家庭や職場、学校など、さまざまな場面で福祉教育の大切さを理解し実践していきましょう。
- ⌘ 福祉教育に関する研修、講演会等のイベントなどに積極的に参加し、福祉に対する考えを身に付けましょう。
- ⌘ 「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち、子育て家庭の孤立を防ぎましょう。
- ⌘ 自分の身近に困っている人がいたら、自分にできることをできる範囲でしてみましょう。

◆ 小・中学校における福祉教育の充実 ◆

総合的な学習の時間などを利用し、学校と連携を図りながらボランティア活動を通して、高齢者や障害のある人、幼児との交流機会を深めるとともに、福祉の心を育みます。

◆ 家庭・学校・地域が連携した福祉教育の充実 ◆

家庭・学校・地域が連携し、さまざまな場面で福祉教育が実践できるよう、学習機会の提供や地域の人材を講師として活用できるような人材発掘など、西桂町の社会資源を活用した福祉教育の推進に努めます。

◆ 生涯学習におけるボランティア講座の実施 ◆

生涯学習の場を利用して、ボランティア講座を実施し、地域全体で支えあう意識づくりを推進します。



基本目標3 地域内の連携体制の構築

現 状 と 課 題

近年、住民のボランティア意識の高揚から、さまざまな活動が行われています。行政が対応できない福祉課題に対して、行政と協働のもとボランティア団体やNPO団体が対応していくことが期待されています。

アンケート調査によると、ボランティア活動に参加したことのある人は半数以上となっており、自然保護や環境美化、高齢者の援助などさまざまな活動に参加している経緯があります。一方で参加したことのない約4割の人は、「機会がない」や「時間がない」、「活動内容や方法がわからない」という理由から参加していない人もみられます。潜在的に意欲のある人たちをいかに実際の活動に結び付けていくかが課題となっています。ボランティアに関する情報について広く周知できるよう、あらゆる機会を通じてさまざまな手段で伝えるとともに、ボランティアをする側にもサービスを受ける側にも負担をかけない仕組みづくりを進めていく必要があります。

また、町内で活動しているボランティア団体をはじめ、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などと協働で地域福祉を推進していくため、関係団体・機関同士のネットワークづくりが必要です。

町民や地域の 取組み

- ✳ 隣近所で、地域行事への参加を呼びかけましょう。
- ✳ ボランティア活動に参加してみましょう。
- ✳ 困っている人への声かけ、手助けなどちょっとしたことからボランティア活動を始めてみましょう。
- ✳ 地域にある社会資源を有効活用し、住民同士が集まる機会を増やしましょう。
- ✳ ボランティア活動団体は、活動内容などについて積極的に情報発信をしましょう。
- ✳ 民生委員・児童委員など地域で活動する団体に協力しましょう。
- ✳ 社会福祉協議会が発信する情報に関心を持ちましょう。

◆ ボランティア活動への参加促進 ◆

より多くの町民が、地域活動に関心を持ってもらえるよう、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の情報を継続的に発信していくとともに、新たにボランティア活動を担う人材の確保・育成を支援します。

◆ 福祉の専門家や相談員、関係者などのネットワーク形成 ◆

地域福祉の円滑な推進のため、福祉、保健、医療など各分野の関係者からなるネットワークを形成し、地域の課題解決に向けた話し合い、情報共有を図ります。

◆ 民生委員・児童委員の活動支援 ◆

民生委員・児童委員の活動を住民に広く周知し、認知度の向上に努めます。

また、研修会の実施や町行政との連携を強化し、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備に努めます。

◆ 地域課題への取組みの充実 ◆

行政と社会福祉協議会と連携により、地域で抱えている福祉課題の解決に向けた取組みができるよう、話し合いなどを進めながら連携強化を図ります。

◆ 地域福祉活動の拠点づくり ◆

地域の福祉活動を行っていくために、知識や技術を身につけ、子どもから高齢者まで、さまざまな世代の町民が活動できるよう、既存の施設等を利用した拠点づくりに努めます。



基本目標4 相談・情報提供体制の充実

現 状 と 課 題

町民一人ひとりにサービスや制度、地域活動などに関する情報を届けるためには、情報の受け手側の視点に立ち、それぞれの情報が正確に分かりやすく届くように配慮した発信をしていく必要があります。

行政が提供している福祉や福祉サービスに関する情報は、広報誌やホームページなど、さまざまな媒体で発信されています。アンケート調査によると、町の広報や回覧から得ている人が大半を占めています。必要な人に、必要な情報が確実に届くよう、広報誌をはじめ情報提供のあり方には今後更なる工夫が必要です。

また、日頃の生活での困ったことを「誰にも相談しない」と回答した人の理由として「どこに相談すればよいか分からないから」が約3割を占めており、誰もが気軽に、身近な地域で相談できる体制を検討し、作っていく必要があります。

町民や地域の 取組み

- ⌘ 町の広報誌やホームページなど町から発信される情報を確認しましょう。
- ⌘ 地域の中で福祉サービスを必要とする人がいたら、民生委員・児童委員などと協力し、行政が提供している福祉サービスの情報を伝えましょう。
- ⌘ 困りごとや悩みごとは一人で抱え込まず、身近に相談できる人を作りましょう。
- ⌘ 地域の中で異変を発見したら、関係機関へ相談、連絡しましょう。
- ⌘ 広報誌やホームページで公表されている行政の相談窓口に関する情報を確認し、積極的に活用しましょう。

◆ 福祉情報の充実 ◆

福祉情報については、随時、広報誌やホームページ等の媒体を活用して、見やすく、わかりやすい内容に心がけ、住民に幅広く提供します。

◆ 情報提供の働きかけ ◆

地域福祉の円滑な推進のため、福祉に関するサービスや町内で活躍するボランティア団体の情報、福祉サービス提供事業者の情報など、各関係機関に働きかけて情報提供の充実を図るとともに、住民に積極的に発信します。

◆ 総合相談窓口の充実 ◆

『いきいき健康福祉センター』の福祉保健課窓口において、多様化する住民ニーズに対応できるよう、研修を通して職員の資質向上を図っていくとともに、相談から支援までのネットワークを構築します。

◆ 相談支援体制の強化 ◆

身近な地域相談員である民生委員・児童委員と行政との連携を強化し、地域住民が相談をしやすい環境整備に努めます。



基本目標5 誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり

現 状 と 課 題

2013年（平成25年）6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が市町村に義務付けられ、円滑かつ安全な避難を確保するための措置の拡充等がなされています。

地震や大雨、大雪などの災害の発生に備えた取組みは、普段からの地域のつながりを中心に対策していくことが重要です。自治会や消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員などが中心となって、地域、行政、関係団体等が連携し、防災対策を進めていく必要があります。

また、近年、子どもを狙った不審者からの声かけや高齢者などを狙った振り込め詐欺など、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発しています。町民一人ひとりが「自分のことは自分で守る」という防犯意識を高めるとともに、日頃から地域の状況を把握し、「地域のことは地域で守る」という意識を持って、見守りあい、助けあえる関係を築いていく必要があります。

さらに、誰もが安全に、安心して暮らせるまちになるよう、ユニバーサルデザイン⁸の考え方を取り入れ、建物や道路、公共施設などを整備、改修していく必要があります。

⁸ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、言語など、人々が持つさまざまな特性や違いを認め合い、最初からできるだけ全ての人
が利用しやすい、全ての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

町民や地域の 取組み

- ⌘ 自分の身は自分で守る意識を持ち、そのための知識や技術を学びましょう。
- ⌘ 家族で有事の際の連絡方法や集合場所を話し合い、日頃から災害時に備えてしっかり準備をしていきましょう。
- ⌘ 隣近所と声をかけあい、防災訓練に積極的に参加して、ご近所での支えあい体制を整えましょう。
- ⌘ 避難に心配がある人は、災害時要援護者名簿に登録しましょう。
- ⌘ 地域の中で防犯パトロール、声かけ・あいさつ運動を実施しましょう。
- ⌘ 道路や公共施設などの危険箇所、使いづらい箇所などがあれば、行政に伝えましょう。

行政 の 取組み

◆ 災害時要援護者支援体制の構築 ◆

災害時要援護者名簿を活用し、消防団、民生委員・児童委員、各自治会の自主防災組織等の関係機関と情報を共有し、緊急時の迅速かつ的確な対応が行える体制の強化を図ります。

◆ 災害時の支援体制の整備 ◆

災害発生時の情報伝達手段の確保とともに、指定避難所や福祉避難所をいち早く開設し、医療機関や福祉施設等の組織体制の整備を図ります。

また、福祉避難所等に備蓄する支援物資や機能を充実させるための備品の確保に努めます。



◆ 災害ボランティアの養成・受入体制の整備 ◆

社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア⁹の養成に取り組むとともに、災害時のボランティア受入体制の整備に努めます。

◆ 地域ぐるみの防犯体制の充実 ◆

町民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯パトロールの実施やスクールガード¹⁰による見守り、子どもへの声かけ・あいさつ運動など、地域の中での防犯活動を支援します。

◆ ユニバーサルデザインの推進 ◆

町が新たに建設する公共施設については、ユニバーサルデザイン
の考え方を取り入れたものとします。また、既存の施設については、
バリアフリー¹¹に順次整備していきます。

◆ 外出・移動手段の確保 ◆

障害のある人やひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等が外出しやすい環境を整備するため、タクシー利用券の助成を行います。

また、住みやすいまちづくりを推進するため、買い物弱者に対する支援に取り組みます。

⁹ 災害ボランティア

主として地震や水害、火山噴火などの災害発生時および発生後に、被災地において復旧活動や復興活動を行うボランティアのこと。

¹⁰ スクールガード

学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、学校内や周辺地域（通学路など）を見回しするボランティア。

¹¹ バリアフリー

「障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア Barrier)となるものを除去(フリーFree)する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去」という意味でも用いる。





2 子どもの福祉推進

子どもの福祉推進においては、分野別計画である子ども・子育て支援事業計画があり、「ふれあいとたすけあいで育む 安心の子育て環境のまち にしかつら」を基本理念に、町民や地域の関係団体等との連携・協働のもと、家庭づくりの喜びを実感でき、安心して子育てができるまちづくりを推進します。

(1) 地域で支える子育てのまちづくり

現 状 と 課 題

少子化、核家族化、地域住民同士のつながりの希薄化等により子育て中の家庭が孤立することが問題視されています。子育て仲間同士の交流事業や地域ぐるみの子育て支援を充実させることで、地域として子育て家族を支える、子どもの成長を見守るといった意識を醸成する必要があります。地域として子育てに積極的に関わっていくことで、すべての家庭が安心して子育てできる環境の整備が求められます。

また、男女がともに職業生活と家庭生活を両立するためには、男女が協力して家庭を築き、働きながら安心して子どもを産み育てることができるよう、男性を含め労働者、経営者、地域住民等の働き方の見直しを図り、意識改革を推進する必要があります。子育て支援サービスを充実させるとともに、事業所に育児休業制度等の取得奨励や男性の家庭生活参加への理解などを呼びかけるなど、保護者が安心して仕事に就くことができる環境づくりが必要です。



◆ 保育サービスの充実 ◆

保護者のニーズに対応した多様なサービスの充実を図ります。また、保育サービスの質の向上を図るとともに、地域に開かれ、かつ地域に支えられる、地域密着型の保育所づくりを進めます。

◆ 子育てに関する適切な情報提供の推進 ◆

子育てに関する多岐にわたる情報を整理・選別し、家庭の状況や子どもの発育段階等、一人ひとりの状況に応じた適切な情報提供を行います。

◆ 子育てに関する相談体制の充実 ◆

家庭状況や子どもの発育段階等によって、子育ての不安が異なることを念頭におき、子育て家庭が孤立しないよう、適切な相談サービスの提供体制の充実に努めます。

◆ 地域の子育て支援機能の充実 ◆

各種地域活動への充実した支援を継続するとともに、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりに努めます。また、乳幼児と高齢者の世代間交流等、地域ぐるみの実践活動の展開を図ります。

◆ 職業生活と家庭生活の充実 ◆

関係機関、事業所に対し、就労環境・条件の充実に向けた啓発を行うとともに、地域ぐるみで職業生活と家庭生活を両立する意識を醸成するため、住民に対する啓発活動の充実を図ります。

◆ 子どもの健やかな成長支援 ◆

妊婦及び乳幼児に対する健康診査をはじめ、乳児のいる家庭への全戸訪問等、妊娠・出産・子育てに関する相談体制の充実を図ります。また、小児医療体制の整備に努めるとともに、家庭や地域及び次代の親となる中高生への啓発活動を進めます。

◆ 要保護児童へのきめ細かな取組み ◆

ひとり親家庭への総合的な自立支援の推進、障害児対策の充実、子どもへの虐待防止対策等、要保護児童へのきめ細かな支援の推進に努めます。



(2) 生きる力を育む、心身ともにたくましい人づくり

現 状 と 課 題

近年、社会環境の変化により、家庭の教育力の低下が指摘されています。次代の担い手となり、親となる子どもたちの健やかな成長を保障していくため、豊かな心と健やかな体を育むための教育を、家庭、学校、地域が協力して取り組んでいく必要があります。

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期の経験により、将来の方向性が定められることも十分有り得ます。そのため、保育所に通っている子どもに限らず、家庭内だけで養育されている子どもも対象として、集団の中での遊びや自然体験・社会体験の場と機会を充実する等、生きる力の基礎を培う幼児教育を進めていく必要があります。

また、思春期の子どもたちには、次世代を健全に生み育てられるよう、生命の尊さ、基本的な生活について考えたり、人や自然等との直接体験の中で生きる力を身につけたりすることができる場や機会を提供していく必要があります。



◆ 生きる力を育む学校教育の充実 ◆

子ども一人ひとりに応じた、個性を生かす教育の充実を図るとともに、時代の流れに沿った教育を取り入れ、情報化・グローバル化等の社会変化に対応できる人材の育成を図ります。また、地域住民に身近で、親子が安心できる場となるよう、開かれた学校と安全な教育環境づくりを推進します。

◆ 幼児教育の充実 ◆

子どもの心の安らかな発達と親子の心の絆づくりを目的に、すべての乳児に絵本を配るブックスタートやボランティアによる読み聞かせ活動の充実に取り組みます。

◆ 家庭と地域における子育て機能の強化 ◆

母親教室や子育てセミナーの開催等を通し、しつけや人間性の形成、健康な体や心の形成等、本来家庭が担うべき教育力の回復に取り組みます。

◆ 地域での居場所の確保 ◆

学校施設、児童館、公園の整備充実を推進し、子どもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、親同士の自由な交流の場となる遊び場や居場所の確保に努めます。

◆ 交流活動、自主的活動の充実 ◆

子どもと地域住民の活動の輪を広げることができるよう、地域の中での自然環境保全等の実践活動や交流活動の機会、また、子どものスポーツ活動や文化活動等の自主的な取組みを支援します。

◆ 問題行動等への対応 ◆

問題行動を早期に発見し的確に対応するため、街頭パトロール、地域の環境改善等、地域ぐるみの実践活動を推進します。



(3) 子と親にやさしい安心育児環境づくり

現 状 と 課 題

地域での生活において、安心・安全が保持されている環境が整っていることは、子どもや子育て世代に限らず、すべての人にとって大切なことです。近年、子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれるケースが後を絶ちません。

子どもたちを危険から守るため、警察、保育所、学校、関係民間団体などとの連携・協力体制を図り、交通事故防止対策を推進していくことが必要です。また、安全な道路交通環境の整備や安心して外出できる環境の整備など、子どもや子育て家庭が安全で快適に暮らせる環境づくりを進めていくことが必要です。

行 政 の 取 組 み

◆ 安全・快適な道路交通環境の整備 ◆

子どもや妊産婦、子ども連れの親子が安心して外出できるよう、歩きやすい道路の整備や交通安全施設の設置を推進します。

◆ 親子連れにやさしい公共施設等の整備 ◆

子育て世代特有の設備の設置を含め、公共施設等の整備を進めます。また、子育て世代の積極的な外出や社会参加の一助となるよう、町内及び近隣市町村のバリアフリーマップの作成に努めます。

◆ 子どもの交通安全対策の推進 ◆

警察、保育所、学校等の関係機関との連携、協力体制を強化し、効果的に子ども自身が交通安全意識を高められる取組みを推進します。

◆ 子どもを犯罪被害から守るための対策の推進 ◆

学校やPTA等、関係機関や地域住民と連携・協力し、地域ぐるみで防犯機能の向上を図ります。また、子ども自身が犯罪を回避できるよう、防犯教育の充実を図ります。



3 障害のある人の福祉推進

障害のある人の福祉推進においては、分野別計画である障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画があり、「3助の力で支えあい、自立し、安心して生活できる地域社会の構築」を基本理念に、ノーマライゼーション¹²とリハビリテーション、地域共生社会¹³の考え方にに基づき、障害の有無に関わらず、誰もが一生安心して生活できる福祉社会の実現に向け、障害福祉施策を推進します。

(1) ともに生きること（共生社会）の理解の醸成／啓発・交流

現 状 と 課 題

障害のある人が、住み慣れた地域の中で安心して自立した日常生活及び社会生活を送るためには、障害の有無に関わらず、町民全員が交流を深め、お互いに理解することが大切です。しかし、依然として障害のある人に対する理解が十分になされているとはいえない状況となっており、障害の特性や必要な配慮に関する理解を深め、障害のある人に対する誤解や偏見を取り除くための正しい知識の普及と啓発を引き続き行っていく必要があります。

また、障害のある人に対する差別や虐待といった権利侵害を防ぎ、権利を擁護する取組みが重要であり、権利擁護のために制度の普及や障害者差別解消法に基づく、合理的配慮が求められています。

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民が身近なところで気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりを行うとともに、社会福祉協議会、ボランティア団体、行政、地域住民等が障害者団体と連携・協力しながら、地域社会全体で障害のある人を支援する活動を促進していくことが必要です。

¹² ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会とする考え方。

¹³ 共生社会

障害があってもなくても、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える「全員参加型」の社会。

◆ 障害のある人への理解の促進 ◆

広報誌や町ホームページ、イベントなどの場を効果的に活用し、障害及び障害のある人などに対する理解や人権尊重の精神が深まるよう、ノーマライゼーションの広報・啓発活動を行います。

◆ 交流・ふれあいの促進 ◆

障害のある人とない人が相互に理解を深められるよう、交流機会の拡充を図ります。また、町に住む子どもや高齢者、障害のある人が一緒に交流し、日中活動ができるような施設運営に努めます。

◆ 地域福祉活動の推進 ◆

社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体の養成と組織化を促します。また、NPO法人の設立と活動を支援し、ボランティアや地域の福祉団体と連携を図りながら、地域福祉のまちづくりを進めます。

◆ 障害のある人の差別解消と虐待防止 ◆

障害者差別解消法の施行に伴い、障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮を行います。

また、障害のある人への虐待防止について広く周知するとともに、虐待事例については関係機関と連携し、問題解決にあたります。



(2) 住み慣れた地域での豊かな生活に向けた支援／地域生活支援

現 状 と 課 題

2013年（平成25年）4月に施行された「障害者総合支援法」では、基本理念に共生社会の実現を掲げ、障害のある人の範囲に難病などが加わりました。障害のある人が自己選択、自己決定のもとに福祉サービスや相談支援などを利用し、住み慣れた地域で自立して暮らせるための方策が求められています。

障害の原因となる疾病や要因、発症時期はさまざまであり、障害の種類、程度についても個々に異なりますが、障害の原因となる疾病の予防・早期発見については、リスクの早期発見、疾病の発症予防や重症化予防のための機会として、健康診断や保健指導が重要です。また、近年では社会構造の変化に伴い、ストレス等を原因とした心の病が問題となっており、心の健康づくりも必要となっています。

障害のある人の地域での自立した生活を支えていくためには、健康の保持や増進についての普及・啓発、心の健康に関する相談体制の充実とともに、障害に応じた適切な医療など、障害の重度化や重複化を防ぐことが必要です。

行 政 の 取 組 み

◆ 障害福祉サービスなどの推進 ◆

障害福祉サービスについての情報を提供するとともに、障害福祉サービス事業者と連携し、利用者のニーズに即したサービス提供に努めます。

◆ 保健・医療サービスの充実 ◆

障害の原因となる疾病予防・早期発見、重症化予防対策を推進するために、健康相談や健診を行います。

また、障害に合わせて医療との連携を持ち、それぞれの働きかけの方向性を調整し、効果的な支援ができるよう努めます。

(3) 一人ひとりに応じた療育・教育の推進／療育・保育・教育

現 状 と 課 題

障害のある子どもたちが健やかに成長するためには、障害の早期発見、障害の状況に応じた早期療育¹⁴が大切です。また、発達障害¹⁵のある子どもや、発達に偏りのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心した生活が送れるようにするためには、相談・健診指導など乳幼児期から成人になるまで、子どもの心身の発育・発達段階に応じた一貫した対応が必要です。

また、障害のある児童・生徒のもっている能力や可能性を引き出し、将来自立した生活が送れるよう、一人ひとりの特性・発達段階に応じた保育・教育環境づくりとともに、ノーマライゼーションの考え方のなかで、障害のある子どもと障害のない子どもがお互いに理解し、交流を深めることができる環境も求められています。保育所、学校での受入体制の整備や指導内容の充実が必要です。

行 政 の 取 組 み

◆ 乳幼児期の療育支援 ◆

妊娠期から保健指導、健康診査を行い、障害の早期発見に努めるとともに、乳幼児健診等における相談、指導の充実を図ります。

また、障害のある乳幼児への療育相談においては、児童相談所等と連携し、一人ひとりの発達段階に応じたきめ細かな対応を行います。

◆ 学童期における教育・療育の充実 ◆

障害を持つ児童が適切な指導を受けられるよう、教育委員会、保健所、児童相談所などの関係機関と連携していきます。

¹⁴ 早期療育

「療育」とは、障害のある子どもの発達を促し、自立して生活できるように援助すること。早い段階からきちんとした治療と教育を行えば、適応障害のない状態で成長することが可能であるとされており、早期療育が効果的であると言われている。

¹⁵ 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD／HD）、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

(4) 地域社会でのいきいきとした活動の推進／就労支援・社会参加

現 状 と 課 題

障害のある人が地域で自立した生活を営むためには、役割を持つことや、就労して経済的に自立することは、社会参加や生きがいにもつながる重要なことです。障害者総合支援法においても、障害のある人の自立した生活を促進することを目的に、就労・雇用の促進を重点項目の一つとして掲げられています。障害の状況に適した職業能力の開発や職場適応の訓練に加え、多様な就労の場の確保から職業定着まで、一貫して行える就労支援体制の充実が必要です。

また、障害のある人が生涯を通じて自立した生活を営み、心豊かに過ごすためには、芸術や文化、スポーツ活動などの社会参加を積極的に進めていき、参加しやすい環境をつくっていくことが必要です。

行 政 の 取 組 み

◆ 雇用の促進と就労の支援 ◆

企業などに対する障害者雇用の働きかけを行い、就労移行・継続支援を行います。また、福祉的就労の場として福祉施設との連携を図ります。

◆ 社会参加の促進 ◆

生涯学習、スポーツ活動機会の充実を図るとともに、活動に参加するための移動・外出の支援を行います。



(5) 安心して暮らすことができる環境の整備／生活環境整備

現 状 と 課 題

障害のある人が住み慣れた地域で、自立しながら安心して生活し、社会参加をしていくためには、外出時におけるバリア（障壁）を取り除くことは重要です。ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、建物や道路（歩道）、公共交通機関、その他公共施設などが、障害のある人もない人も、子どもから高齢者まで、誰もが利用しやすい施設となるよう、整備・改善を推進していく必要があります。

また、災害時や緊急時に、要配慮者である障害のある人の避難や安否確認が迅速、確実に行えるよう、避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別支援計画の作成、災害時要配慮者登録の勧奨など、地域住民と行政、関係機関との連携強化に努めるとともに、地域住民がともに助けあい、支えあう地域支援体制を構築していくことが必要です。

行 政 の 取 組 み

◆ バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり ◆

「山梨県障害者幸住条例」に基づき、多くの町民が利用する公共施設の整備を進めるなど、福祉のまちづくりを推進します。

◆ 防災・防犯対策の推進 ◆

日頃から、障害のある人を含めた防災訓練への参加を促すとともに、災害時要援護者名簿への登録の推進、福祉避難所¹⁶の機能強化を進めます。

¹⁶ 福祉避難所

地震や豪雨といった大きな災害が起こったときに、何らかの特別な配慮が必要な人たちを受け入れてケアする場所で、一般的な避難所での生活が困難な人たちのための避難所のこと。



4 高齢者の福祉推進

高齢者の福祉推進においては、分野別計画である高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画があり、「高齢期を安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に、住み慣れた地域における支援の確立、健康づくり、生きがいつくりの推進、介護予防の推進を柱に各施策を推進しています。

(1) 高齢者を支える地域づくり

現 状 と 課 題

現在、国民の約4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。65歳以上の人口は2042年の約3,900万人でピークを迎え、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されており、特に団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。

このため、2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム¹⁷）の構築を推進しています。

今後も増え続ける高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続していくためには、「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えていく必要があります。また、少子高齢化に伴う財政状況を鑑みると、「共助」「公助」の大幅な拡充を期待することは難しく、「自助」「互助」の果たす役割も大きくなると推測されます。

¹⁷ 地域包括ケアシステム

高齢者や障害のある人、子育て家庭など、支援を必要とする人が身近な地域で相談することができ、ニーズに対応した保健・医療・福祉などのサービスが総合的に提供される包括的な支援体制。

民生委員・児童委員、医療機関、サービス提供事業所などと連携した地域の支援ネットワークを構築し、高齢者の見守り支援などを行うとともに、ネットワークの中心的役割を担う地域包括支援センターについては、今後も機能強化を図っていく必要があります。

行政
の
取組み

◆ 地域包括ケア体制の整備 ◆

高齢者の住み慣れた自宅や地域での生活継続を支える「地域包括ケア体制」の整備を図ります。

◆ 地域包括支援センター¹⁸の充実 ◆

西桂町いきいき健康福祉センター内に設置されている地域包括支援センターにおいて、町民への周知を図るとともに、福祉、保健の各機関などと協力・連携し機能の強化を図ります。

¹⁸ 地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置している。

(2) 安心して生活できる環境づくり

現 状 と 課 題

高齢者への虐待は潜在的なものが多く、発見に時間がかかる場合があります。高齢者を介護している家族を含め、町民に対する広報、啓発方法を検討し、高齢者虐待に対する理解を深めてもらえるようにしていく必要があります。また、近年増加傾向にある一人暮らし高齢者や認知症高齢者への見守りについては、地域全体での見守り体制の構築が急務となっています。西桂町でも民生委員・児童委員などと連携し、地域で見守る体制の構築を進めていく必要があります。

行 政 の 取 組 み

◆ 虐待防止・予防への対応 ◆

高齢者虐待防止に関する広報、啓発などを行い、早期発見、早期対応できる体制を構築します。また、相談体制の充実や地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待防止ネットワークを構築します。

◆ 孤立化防止対策 ◆

在宅高齢者配食サービス事業や緊急通報装置貸与など、対象者の状況に応じた安否確認を行います。また、民生委員・児童委員と連携し、見守りを推進していきます。

◆ 認知症高齢者対策の推進 ◆

認知症に対する正しい知識を持ってもらえるよう、町民に対する広報、啓発を図ります。また、認知症への理解を深めた町民の増加および認知症高齢者の支援に向けて、認知症サポーターを養成していきます。

◆ 災害時要援護者対策 ◆

地域全体で支援していく仕組みとして、災害時要援護者への支援体制整備を図ります。



(3) 健康で生きがいのある生活のために

現 状 と 課 題

要介護認定者数は年々増加傾向にあり、介護状態にならないための健康診査の受診や、健康教室への参加は積極的に推進していくことが求められます。現在、西桂町では健康診査やがん検診などの各種保健サービス、配食サービスや外出支援サービスなどの生活支援サービスを実施しています。高齢者が住みなれた地域でいつまでも元気で生きいきと生活していけるよう、寿クラブ活動の自主的な運営の支援、ボランティア活動の参加促進など、積極的な社会参加への支援も求められます。

行 政 の 取 組 み

◆ 保健サービスの充実 ◆

特定健康診査・特定保健指導を始め、健康診査の受診率向上を図り、健康教育では、生活習慣病予防、健康増進についての意識を高めます。

◆ 生活支援サービスの充実 ◆

配食サービスや外出支援サービスなど、生活支援サービスを提供していきます。

◆ 福祉施設でのサービス提供 ◆

養護老人ホームや軽費老人ホーム（A型）のサービスを提供していきます。

◆ 積極的な社会参加 ◆

地域における高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、寿クラブ活動の自主的な運営を支援するとともに、高齢者のボランティア活動を推進します。

◆ 生活環境の整備 ◆

高齢者が安全に快適に生活できるよう、生活環境の整備に努めます。



(4) 介護予防の推進

現 状 と 課 題

要介護状態になる恐れのある高齢者に対して地域支援事業を提供し、要支援・要介護状態にならないように支援しています。また、要支援状態になっても、可能な限り機能を維持・改善できるよう、生活機能低下の予防や悪化の防止を目的とした予防給付を提供しています。

行 政 の 取 組 み

◆ 高齢者への介護予防の推進 ◆

要支援・要介護状態になることを防止するために、地域支援事業を実施します。

◆ 要支援認定者への介護予防の推進 ◆

要支援1、要支援2の人に対し、介護保険サービスの予防給付を提供します。



(5) 安心できる介護保険制度づくり

現 状 と 課 題

多様な介護保険サービスを提供し利用者の選択肢を広げること、適切にサービスが提供されているかを点検、指導することは、保険者として果たすべき役割です。民間活力の導入を進めるとともに、利用者の保護とサービスの適正化のために事業者の指導を行うことが求められます。また、要介護・要支援認定や介護保険サービスに対する不満や苦情については、地域包括支援センターや介護サービス提供事業所などに寄せられています。これらの関係機関が連携し、相談体制の充実が必要です。

行 政 の 取 組 み

◆ 保険者機能の充実 ◆

介護保険サービスの適正な供給と利用の促進、地域密着型サービスの事業者選定、指導、監督など、保険者としての機能強化に努めます。

◆ サービスの確保・質の向上 ◆

質の高いサービスの提供に向けて、各施設、事業所の自己評価の取組みを支援するとともに、介護支援専門員に対する研修、指導などを行います。

◆ 介護保険制度運営・評価体制 ◆

地域包括支援センター運営協議会において、介護保険事業計画の進行状況、評価、分析を行い、適正な介護保険制度の運営に努めます。

◆ 低所得者への対応 ◆

低所得者に配慮した介護保険料の設定などを行うなど、低所得者に過重な負担とならないよう配慮していきます。



(6) 必要な情報を入手しやすい体制づくり

現 状 と 課 題

契約に基づいてサービスを利用、提供する介護保険制度において、高齢者やその家族が必要なサービスを適切に選択できるよう、サービスに関する客観的で公正な情報の提供が不可欠です。西桂町では、広報誌やホームページなどを通じて、高齢者に関する事業や介護保険サービスなどについて情報提供してきました。今後においても、地域包括支援センターを中心に、高齢者に対する効果的な情報提供体制の構築が必要です。

行 政 の 取 組 み

◆ 情報提供体制の強化 ◆

地域包括支援センターで実施している総合相談の内容などから、高齢者やその家族が必要とする情報の内容やその提供方法を検証し、情報提供体制の構築を図ります。



1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、町民や関係団体等の自主的な取組みが大切です。町民や関係団体等の自主性を尊重しつつ、さまざまな形で協力するとともに、必要に応じた推進・調整を図っていきます。

また、複雑多様化する保健・医療・福祉等の課題に、迅速かつ効果的に対応するため、町の担当課だけでなく、福祉関係機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力しあう体制を整備するとともに、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実していきます。

2 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は地域福祉活動の中核的な役割を果たすことが期待されていることから、円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるよう、西桂町社会福祉協議会との連携を強化していきます。

3 計画の進行管理

計画を広報誌やホームページに掲載して広く町民に周知します。

また、長期的な視点のもと、各福祉関連計画の進捗状況の定期的な点検・把握等の進行管理を行うとともに、必要な事項の協議を行い、より効果的な取組みを推進していきます。



西桂町地域福祉計画

2018年（平成30年）3月

発行：西桂町 福祉保健課

〒403-0021

山梨県南都留郡西桂町下暮地 915-7

電 話：0555-25-4000

F A X：0555-25-3574